渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会会議録

令和4年2月定例会 (2月22日) 令和4年2月協議会 (2月22日)

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会事務局

令和4年2月定例会

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会会議録

(2月22日)

出席議	員			1
欠席議	員			1
説明の	ためと	出席した者		1
事務局	け 職員と	出席者		2
議事日	程第二	1号		3
開	会			4
開	議			4
諸般の	報告・			4
日程第	§ 1	会期の決定・		4
日程第	£ 2	会議録署名詞	議員の指名	5
日程第	£ 3	議案第1号	群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について	5
日程第	§ 4	議案第2号	群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規	
			約の変更に関する協議について	6
日程第	5	議案第3号	条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例	8
日程第	§ 6	議案第4号	令和3年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算(第2	
			号)	10
日程第	§ 7	議案第5号	令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分賦	
			割合について	13
日程第	£ 8	議案第6号	令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算	16
日程第	9	一般質問…		25
閉	議			46
管理者	f挨拶·			46
閉	会			47

令和4年2月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会会議録

第1日

令和4年2月22日(火曜日)

出席議員(15人)

1番	金	谷	康	弘	議員	2番	清	水	健	_	議員
3番	山	﨑	正	男	議員	4番	岩	﨑	信	幸	議員
5番	安力	JII t	信	之	議員	6番	小	山	久	利	議員
7番	南		千	晴	議員	8番	中	澤	広	行	議員
9番	山	﨑	雄	平	議員	10番	茂	木	弘	伸	議員
11番	須	田		勝	議員	12番	望	月	昭	治	議員
13番	角	田	喜	和	議員	14番	小	池	春	雄	議員
15番	石	倉	_	夫	議員						

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

力のため山市した有															
4	管	理	者	髙	木		勉	副	管	理	者	柴	﨑	德-	一郎
Ē	副管	理	者	真	塩		卓	監	查	委	員	中	澤	康	光
<u>[</u>	監 査 事 務	委局	員 長	土	屋	輝	夫	事	務	局	長	木	村		毅
Š	肖	防	長	石	坂	勝	義	副警	消 防	方 課	兼長	南		安	彦
Š	肖 防	署	長	星	野	光	_	会	計管	ぎ 理	者	中	山	久	子
ž	総 務	課	長	熊	迫	奈絹	肾美	事管	業 理	果 長 係	兼長	柴	崎	憲	_
Ì	青掃 t 折	こンタ	7 — 長	荒	井	_	浩	環セ	境クンタ	リー	· ン · 長	永	井	茂	久
Ì	肖 防 総 務	本課	部長	角	田	泰	紀	消予	防 防	本課	部長	狩	野	設	衛
j	消防本 施 設	部総発	務課 区長	根	井	邦	彦	総企	利 画財	务 政 係	課長	石	田		徹
3	肖 防 総務課	本 庶務(部 系長	原	澤	武	志	事	業課旗	拖設係	長	山	本	豊	彰

事務局職員出席者

 書
 記
 長
 平
 澤
 和
 弘
 書
 記
 入
 澤
 仁

 書
 記
 荻
 野
 隆
 寿
 書
 記
 加
 藤
 茉
 規

議事日程

議 事 日 程 第1号

令和4年2月22日(火曜日)午前10時開議

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第 4 議案第2号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に関する協議について
- 第 5 議案第3号 条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例
- 第 6 議案第4号 令和3年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算(第2号)
- 第 7 議案第5号 令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分賦割合について
- 第 8 議案第6号 令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算 (提出者説明、質疑、討論、表決)
- 第 9 一般質問

会議に付した事件議事日程に同じ

開 会

午前10時

議長(望月昭治議員) おはようございます。これより令和4年2月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議 会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14人で、議会は成立いたしました。

また、8番、中澤広行議員から遅刻の届出がありました。

地方自治法第121条の規定により、管理者ほか関係職員の出席を求めます。

議場での質疑及び答弁について、皆様にお願いいたします。新型コロナウイルス感染症対策に伴い、マスクを着用したままでの発言をお願いいたします。

以上、ご協力のほどお願い申し上げます。

開議

午前10時

議長(望月昭治議員) これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

諸般の報告

議長(望月昭治議員) 日程に先立ち、この際諸般の報告をいたします。

お手元に配付いたしました文書表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 会期の決定

議長(望月昭治議員) 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(望月昭治議員) ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

議長(望月昭治議員) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において2番、清水健一議員、3番、山﨑正男議員を指名いたします。

日程第3 議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

議長(望月昭治議員) 日程第3、議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について で議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木村事務局長。

(事務局長木村 毅登壇)

- 事務局長(木村 毅) おはようございます。ただいまご上程をいただきました議案第1号 群馬県市町村 総合事務組合の規約変更に関する協議についてご説明申し上げます。
 - 一般議案・条例関係1ページをお願いいたします。群馬県市町村総合事務組合規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により、別紙のとおり群馬県市町村総合事務組合組織団体間において協議の上定めることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

初めに、提案理由を申し上げます。(1)といたしまして、群馬県市町村総合事務組合の組織団体が脱退せずに別表第2の1の項の事務、常勤の職員に係る退職手当支給事務の共同処理を終了する場合に、退職手当の支給事務に係る負担金の還付または特別徴収を行えるように改正するためであります。

- (2) といたしまして、群馬県市町村総合事務組合の組織団体である桐生地域医療組合が令和4年3月31日をもって別表第2の1の項の事務の共同処理を終了するためであります。
- (3) といたしまして、群馬県市町村総合事務組合の組織団体である邑楽館林医療事務組合の名称が令和4年4月1日から邑楽館林医療企業団へ変更されるためであります。

次に、議案の内容につきまして、議案第1号参考資料で説明させていただきます。5ページから8ページをお願いをいたします。群馬県総合事務組合規約の一部を改正する規約新旧対照表であります。右の欄が現行、左の欄が改正案であり、傍線部分は改正部分であります。

第12条及び第14条第2項につきましては、組織団体が脱退せずに別表第2の1で規定する常勤の職員に係る退職手当支給事務の共同処理を終了する場合に、負担金の還付または特別徴収を行えるよう改正を行うもの及び文言の整理であります。

また、第13条の改正も同じく文言の整理であります。

6ページをお願いをいたします。上段の別表第1は、群馬県市町村総合事務組合を組織する団体を定めるものでありますが、別表第1中、「邑楽館林医療事務組合」を「邑楽館林医療企業団」に改めるものであります。

別表第2の1の項は、常勤の職員に係る退職手当支給事務を共同処理する団体について定めるものであります。表中、「邑楽町 桐生地域医療組合」を「邑楽町」に改めるものであります。

7ページをお願いをいたします。同表5の項は、議会の議員、その他非常勤職員に係る公務災害補償事務を共同処理する団体について定めるものであります。表中、「邑楽館林医療事務組合」を「邑楽館林医療企業団」に改めるものであります。

恐れ入りますが、3ページにお戻りください。附則といたしまして、この規約は令和4年4月1日から施行するものであります。ただし、第12条の規定は令和4年3月31日から施行するものであります。

以上で議案第1号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願いをいたします。

(8番中澤広行議員午前10時05分出席)

議長(望月昭治議員) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(望月昭治議員) ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(望月昭治議員) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(望月昭治議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に関する協議について

議長(望月昭治議員) 日程第4、議案第2号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木村事務局長。

(事務局長木村 毅登壇)

事務局長(木村 毅) ただいまご上程をいただきました議案第2号 群馬県市町村公平委員会を共同設置 する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に関する協議についてご説明申し上げます。

一般議案・条例関係9ページをお願いいたします。群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更について、地方自治法第252条の7第2項の規定により、別紙のとおり群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体間において協議の上定めることについて、同条第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

初めに、提案理由について申し上げます。(1) といたしまして、群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体に令和4年4月1日から館林市が加入するためであります。

- (2) として、群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体である邑楽館林医療事務組合が令和4年4月1日から邑楽館林医療企業団へ名称変更するものであります。
- (3) として、群馬県市町村公平委員会共同設置規約別表について所要の規定の整備を行うものであります。

次に、議案の内容につきまして、議案第2号参考資料で説明をさせていただきます。13ページをお願いをいたします。群馬県市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約新旧対照表であります。右の欄が現行、左の欄が改正案であり、傍線部分は改正部分であります。

別表は、群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体を定めております。別表中、「沼田市」を「沼田市 館林市」に、「邑楽館林医療事務組合」を「邑楽館林医療企業団」に、「群馬県後期高齢者医療広域連合 吾妻環境施設組合」を「吾妻環境施設組合 群馬県後期高齢者医療広域連合」に改めるものであります。

恐れ入りますが、11ページにお戻りください。附則といたしまして、この規約は令和4年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第2号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願いをいたします。

議長(望月昭治議員) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(望月昭治議員) ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(望月昭治議員) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(望月昭治議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更 に関する協議については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例

議長(望月昭治議員) 日程第5、議案第3号 条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木村事務局長。

(事務局長木村 毅登壇)

事務局長(木村 毅) ただいまご上程いただきました議案第3号 条例の見直しに伴う関係条例の整理に 関する条例についてご説明申し上げます。

一般議案・条例関係15ページをお願いをいたします。議案第3号 条例の見直しに伴う関係条例の整理 に関する条例について、提案理由及び議案の内容についてご説明申し上げます。

初めに、提案理由について申し上げます。提案理由は、条例の見直しの結果に基づき、条例改正が必要と判断したものについて、所要の改正をしようとするものであります。本組合では、議会関連条例を除く条例が46本施行されておりますが、令和3年度、適法性、有効性、効率性などの視点から点検及び見直しを実施いたしました。今回条例改正を実施したい第1条から第12条までの12の条例につきましては、引用する法令等の条項誤り等を修正するもの、文言、条文等を整理するものなどで、条例の実質的な内容に変更を生じないものであります。

また、本組合の条例等例規に関しましては、渋川市の例規を参考に制定、改正しており、今回の改正も 渋川市の条例を参考に改正をしております。

次に、議案の内容につきまして、議案第3号参考資料で説明をさせていただきます。21ページをお願いをいたします。条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表であります。第1条関係は、 渋川地区広域市町村圏振興整備組合公告式条例の一部を改正するものであります。右の欄が現行、左の欄が改正案であり、傍線部分は改正部分であります。

主な改正点についてご説明させていただきます。第2条においては、条例の公布を規定をしております。 第1項では、公布の旨の前文、年月日及び管理者が署名を記入するものを公布する条例の原本と明記する ものであります。

第2項は、公布する条例を掲示する場所に「掲示場」の文言を追加するものであります。

現行の第3条においては、規則の公布と規程の公表について定義をしておりましたが、改正案では条文 の構成を整理し、第3条及び第4条に規定するものであります。

現行の第4条においては、その他の規則及び規程の公表について定義をしておりましたが、準用規定を明確にするため、条文を整理した上で第5条に規定をするものであります。

22ページをお願いをいたします。第6条は、施行期日の特例について定義しておりますが、規則のほかに規程を加えるものであります。

続きまして、23ページから24ページをお願いをいたします。第2条関係は、渋川地区広域市町村圏振興整備組合監査委員条例を改正するものであります。第2条から第4条までの改正は、条文中の主語に「監査委員」の文言を追加し、「及び」、「又は」等の接続詞を修正するなど文言の整理であります。

第6条は、決算審査について定義をしておりますが、地方公営企業法の監査委員の決算審査の意見の文言を削除するものであります。これにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律で審査を要する公営企業を適用する事業を組合では実施していないことから、関連法令の文言を削除するものであります。

現行の第7条につきましては、資金不足比率等の審査を定義しておりましたが、第6条と同様、公営企業を適用する事業の実施がない理由で条文を削除するものであります。

現行の第8条、第9条及び第10条につきましては、第7条の条文削除によりそれぞれ1条ずつ繰り上げるものであります。

続きまして、25ページから26ページをお願いいたします。第3条関係は、渋川地区広域市町村圏振興整備組合行政手続条例の一部を改正するものであります。第2条、第3条、第13条、第19条及び第25条についての改正は、全て文言の整理をするものであります。

27ページをお願いいたします。第4条関係は、渋川地区広域市町村圏振興整備組合行政不服審査会条例の一部を改正するものであります。第3条及び第5条の改正は、いずれも文言の整理をするものであります。

28ページをお願いをいたします。第5条関係は、渋川地区広域市町村圏振興整備組合行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正するものであります。第3条は、提出書類等の写しの交付に係る手数料の納付等を規定しておりますが、第2項第2号の免除規定の主語に審理員のほか審査庁等を加え、第2項の主語と整合性を図るものであります。

第4条は、文言整理であります。

29ページをお願いをいたします。第6条関係は、渋川地区広域市町村圏振興整備組合公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正するものであります。第2条及び第11条の改正につきましては、文言の整理をするものであります。

第3条は、申請について規定しておりますが、指定管理者と提出書類である申請書の定義を明確にするための条文整理であります。

30ページをお願いをいたします。第7条関係は、渋川地区広域市町村圏振興整備組合の休日を定める条例の一部を改正するものであります。第2条の改正は、第2条の見出しに合わせ、「制限」を「期限」とする文言の整理であります。

31ページをお願いをいたします。第8条関係は、渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。第1条の改正は、引用法令の条項について訂正する改正であります。

32ページをお願いをいたします。第 9 条関係は、渋川地区広域市町村圏振興整備組合証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正するものであります。第 1 条から第 3 条までの改正につきましては、いずれも文言の整理であります。

33ページから34ページをお願いをいたします。第10条関係は、渋川地区広域市町村圏振興整備組合財政調整基金条例の一部を改正するものであります。第1条は、現行の見出し「設置の目的」を「設置」に改め、設置の定義を明確にするため、条文を整理するものであります。

第2条の改正は、引用法令の条項について訂正し、文言を整理するものであります。

第3条、第4条、第6条及び第7条の改正は、いずれも文言の整理をするものであります。

35ページをお願いをいたします。第11条関係は、渋川地区広域市町村圏振興整備組合財政概要の作成及び公表に関する条例の一部を改正するものであります。第1条、第2条及び第5条の改正は、いずれも文言を整理するものであります。

第4条の改正は、本条例案第1条関係でご説明いたしました公告式条例の改正に伴い、条文を整理する ものであります。

36ページをお願いをいたします。第12条関係は、渋川地区広域市町村圏振興整備組合が設置する一般廃棄物施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例の一部を改正するものであります。 題名及び第7条につきまして、文言の整理をする改正であります。

恐れ入りますが、20ページにお戻りをください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で議案第3号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願いをいたします。

議長(望月昭治議員) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(望月昭治議員) ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(望月昭治議員) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(望月昭治議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 令和3年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予 算(第2号)

議長(望月昭治議員) 日程第6、議案第4号 令和3年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補 正予算(第2号)を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

髙木管理者。

(管理者髙木 勉登壇)

管理者(髙木 勉) ただいまご上程をいただきました議案第4号 令和3年度渋川地区広域市町村圏振興 整備組合一般会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、住民訴訟請求控訴事件に係る訴訟業務委託料を予算措置するもの及び 一般廃棄物関係の計画策定業務委託料について、事業費の確定に伴い減額を行う予算であります。なお、 充当財源につきましては財政調整基金繰入金で措置をいたしました。

内容等につきましては、事務局長からご説明申し上げます。ご審議の上、ご議決くださいますようよろ しくお願い申し上げます。

議長(望月昭治議員) 続いて、議案の説明を求めます。

木村事務局長。

(事務局長木村 毅登壇)

事務局長(木村 毅) ただいまご上程いただきました議案第4号 令和3年度渋川地区広域市町村圏振興 整備組合一般会計補正予算(第2号)につきましてご説明申し上げます。

補正予算関係議案書の1ページをお願いいたします。令和3年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合の 一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによりたいと思います。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ45万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳 入歳出それぞれ34億1,169万円としたいと思います。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によりたいと思います。

6ページ、7ページをお願いをいたします。2の歳入につきましてご説明申し上げます。なお、これからの説明につきましては、款項目につきましては左側のページを、節、説明欄につきましては右側のページをごらんいただきたいと思います。

7款繰入金1項基金繰入金1目1節の説明欄の財政調整基金繰入金は45万1,000円の減額であります。 これは、歳出でご説明します基金を充当する事業、総務費の一般経費及び清掃費の一般廃棄物処理施設整 備推進事業について財源を相殺するものであります。

8ページ、9ページをお願いをいたします。3の歳出についてご説明申し上げます。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の説明欄、一般経費は243万1,000円の増額であります。これは、東京高等裁判所令和3年(行コ)第23号、損害賠償等住民訴訟請求控訴事件の判決が令和4年1月14日に言い渡されたことに伴い、代理人弁護士2人に対する訴訟業務委託料として計上するものであります。

3款衛生費2項清掃費4目一般廃棄物処理施設整備推進事業費の説明欄、一般廃棄物処理施設整備推進 事業は288万2,000円の減額であります。これは、一般廃棄物処理基本計画策定のための支援業務委託料で ございますが、契約差金を減額するものであります。

以上で議案第4号の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお 願いをいたします。 議長(望月昭治議員) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

13番、角田喜和議員。

(13番角田喜和議員登壇)

13番(角田喜和議員) ただいま上程されました補正予算関係について質疑をさせていただきます。

ページは9ページ、歳出になりますが、ただいま局長の説明では、一般管理費の243万1,000円について質疑をさせていただきますが、今の説明では東京高等裁判所に係る弁護士費用2人分の経費ということでありましたが、具体的にこれについては東京高裁に何日行ったのか、1日の日当とか、そういった細かい明細をお示しいただければと思いますが、お願いをいたします。

議長(望月昭治議員) 木村事務局長。

(事務局長木村 毅登壇)

事務局長(木村 毅) ただいま角田議員からご質疑をいただきました、裁判における委託料の明細ということでございます。 2 人分の弁護士さんの委託料の明細ということになります。まず、成功報酬が1名につき80万円となっております。また、実費等といたしまして1人当たり税抜き30万5,000円、合わせまして1人当たり税抜き110万5,000円、消費税を加えまして121万5,500円を計上しているところであります。また、審議のほうでございますけれども、令和2年12月25日に一審の判決が出された後、令和3年1月15日に控訴状が提出をされ、令和4年1月14日に二審の判決が出たところでありますが、東京高裁のほうに実費といたしまして、交通費を含めまして1日当たり8万円を単価としております。 2日分で16万円となっております。また、打合せに係る実費が1人当たり1日4時間以内で税抜き3万円、3日で9万円。あと、書面の作成に係る実費といたしまして1人当たり5万5,000円、それを計上しているところでございます。以上です。

議長(望月昭治議員) 13番。

13番(角田喜和議員) ただいま2人分の弁護士費用だということで分かりました。この報酬並びに実費弁 償というのでしょうか、これの契約はどういったことでこの額が出されているのか、規定がありましたら お示しをいただきたいと思います。

それから、その関係で交通費並びに打合せ、この辺についても契約、約束事、弁護士法だとか、そういったものに鑑みるべきなのか、その辺はどういった根拠でこれが示されているのかお示しをいただきたいと思います。以上ですが、2問目お願いします。

議長(望月昭治議員) 事務局長。

(事務局長木村 毅登壇)

事務局長(木村 毅) まず、実費の単価の定めでございますけれども、実費につきましては第一審の委託 料と同じ積算方法で計算をしております。これにつきましては、日本弁護士会のアンケートなどを参考と いたしまして、金額を前回と同様の額とさせていただいているところであります。

成功報酬につきましては、定めというのはございませんが、前回の一審につきましては成功報酬が40万円、今回の二審につきましては80万円ということになっております。こちらのほうにつきましては、争点が非常に多岐にわたりまして内容も複雑であったと。また、万が一敗訴した場合に非常に影響が大きいということで、それの控訴審ということでありますので、弁護士さんとご相談をいたしまして成功報酬額を

定めたということでございます。以上です。

議長(望月昭治議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(望月昭治議員) ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

13番、角田喜和議員。

(13番角田喜和議員登壇)

13番(角田喜和議員) ただいま上程されております補正予算関係について、納得がいかないので、反対を表明いたします。以上です。

議長(望月昭治議員) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(望月昭治議員) 起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(望月昭治議員) 起立多数であります。

よって、議案第4号 令和3年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算(第2号)は原 案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分賦割合について

議長(望月昭治議員) 日程第7、議案第5号 令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分賦割合についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木村事務局長。

(事務局長木村 毅登壇)

- 事務局長(木村 毅) ただいまご上程いただきました議案第5号 令和4年度渋川地区広域市町村圏振興 整備組合関係市町村の負担金分賦割合につきまして、提案理由及び議案の内容をご説明申し上げます。
 - 一般議案・条例関係議案書の37ページをお願いいたします。令和4年度における関係市町村の負担金分賦割合を別紙のとおり定めるため、渋川地区広域市町村圏振興整備組合規約第15条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

初めに、提案理由を申し上げます。広域組合が実施する事業の財源として、関係市町村の負担金を算出するための分賦割合を定めようとするものであります。

次に、議案の内容を説明申し上げます。39ページをお願いをいたします。令和4年度関係市町村負担金

分賦割合であります。内容は、昨年度と同様の内容であります。負担金分賦割合の(1)、均等割6%、利用者割94%に該当する経費区分は夜間急患診療所に係る運営費、火葬場・斎場に係る運営費、借地費であります。

- (2)、均等割6%、搬入量割94%に該当する経費区分はごみ処理施設に係る運営費、周辺整備費、し 尿処理施設に係る運営費であります。
- (3)、均等割4%、消防費基準財政需要額割96%に該当する経費区分は消防救急に係る経費であります。
- (4)、均等割6%、人口割94%に該当する経費区分は救急医療対策事業に係る経費、職業訓練センターに係る経費、体育施設に係る経費、起債償還に係る経費、その他(1)、(2)及び(3)に該当しない経費であります。

備考欄及び41ページ以降の議案第5号参考資料1、2につきましては、ごらんいただくことで説明を省略をさせていただきたいと思います。

以上で議案第5号の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお 願いをいたします。

議長(望月昭治議員) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、小池春雄議員。

(14番小池春雄議員登壇)

14番(小池春雄議員) この負担金分賦割合につきましては、これまで議論が随分あったところなのですけれども、最近これ均等割が6%、そして利用者割あるいは搬入量割が94%というところで落ち着いていますけれども、思い起こしますと、まず14、5年前にこれ負担金分賦割合で、渋川市が合併するときに、それまではこの広域組合の構成市町村が8か市町村でありまして、そして10%を8か市町村で均等割すると。それが合併をすることによって10%が、最初はそれが3市町村になったわけですよね、渋川市が合併しましたから。そのことによって負担金分賦割合が吉岡町、榛東村がすごく増えるということで、このままでは納得できないというので随分すったもんだがあって、その結果、今均等割が6%、そして利用者割が、あるいは搬入量割が94%というふうになっておりますけれども、いずれにしてもこの均等割がこれだけあると、どっちかといいますと榛東村が一番不利になる、吉岡町も不利になるというふうになると思うのですけれども、この辺は管理者間でどのように話し合われて、それで正副管理者はもうこれで十分納得している、納得したという割合、数字なのか、そこのところを確認をしたいと思いますけれども、お願いします。

議長(望月昭治議員) 髙木管理者。

(管理者髙木 勉登壇)

管理者(髙木 勉) お答えいたします。

この負担金分賦割合については、様々な経過があって今日この状態にあるということは私も伺っております。このことについて正副管理者で協議、相談をさせていただきました。その結果、いろいろ人口動態も変動もありますし、新年度においてはこの分賦割合で合意をしたところでございます。

議長(望月昭治議員) 14番。

14番(小池春雄議員) それでは、一番割を食うのではないかと思います榛東村の副管理者、まあまあこの 数字でいいのだという考えなのでしょうか。確認をしたいのですけれども。

議長(望月昭治議員) 真塩副管理者。

(副管理者真塩 卓登壇)

副管理者(真塩 卓) 小池議員のことについて、言いづらいのですけれども、はっきり言うと、前からこの均等割についてはですね、渋川市が合併するときであっても、その前からあった事業だから、前の均等割とか、そういうのを使うべきではないかと。はっきり言うと、この議員さんの人数からいって、その内容については通じなかったということで今になっているわけですけれども、この事業そのものをよく考えてもらいたい。その年度につくったときに、その人口の中で8市町村とか、そういうもので均等割とか搬入量割とか、そういうものを決めていたわけですから、榛東村、あるいはこれから吉岡町も答えてくれると思いますけれども、一番初めつくったときの人口とか、そういうもので均等割を決めた、そのとおりの負担でお願いしたいということは個人的にはずっと思っている内容でございます。以上です。

議長(望月昭治議員) 14番。

このことは前から意見があって、私も吉岡町の議員としても、十分これでいいかと 14番(小池春雄議員) いうふうには思っていないのです。本当は、だから共同でやっているわけですから、みんな利用したら利 用した分だけ払う、使ったら使った分だけを払うというのが私は基本だと思うのです。ここにある、前は この均等割が10%、10%が6%に下がったというだけなのです。でも、実質これですと、吉岡町、榛東村 が負担する割合というのが結果的には増えることになると思うのです。今後におきましても、このことに ついては管理者とよく協議をするというふうにも回答を得ているわけですけれども、副管理者からも今の 形が十分だと思っていないという考えもあるのですから、ぜひ今後においてはこのことをしっかりと皆さ んが納得する中で進めていただきたいというふうに再度確認したいと思うのですけれども、まだ管理者間 の考えというのが、3人が納得しているふうには思っていないのです。それぞれの自治体がそのお金を出 すのは、それは使ったのですから構わないのですけれども、その中に割を食うところがあってはやっぱり うまくないと思うのです。だから、使ったら使った分だけ、利用したら利用した分だけ支払うというのが やっぱり基本にあると思いますので、ぜひその辺の協議を今後ともまた進めていって、今年は皆さんがそ れでもやむを得ないのだというのであればそれでいいのでしょうけれども、ぜひこのことは私たち構成し ている広域組合の議員もみんなが納得できる、やっぱり管理者の皆さんが納得できればやっぱり構成団体 の議員も納得できるのですよね。できるわけですから、ぜひそこへの努力を今後とも進めていっていただ きたいと思うのですけれども、そこの確認をぜひともしたいと思うのですけれども、できればお三方で、 申し訳ないのですけれども、もう一度意見を述べていただければと思います。

議長(望月昭治議員) 小池議員、柴﨑副管理者からも一言お言葉を述べさせますけれども、いいですか。

14番(小池春雄議員) はい、お願いします。

議長(望月昭治議員) 柴﨑副管理者。

(副管理者柴﨑徳一郎登壇)

副管理者(柴崎徳一郎) ただいまの小池議員の意見につきましては、十分今後の課題として、3人、正副 管理者の中で協議をしていきたいと思っております。以上です。

議長(望月昭治議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(望月昭治議員) ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(望月昭治議員) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(望月昭治議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分賦割合については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算

議長(望月昭治議員) 日程第8、議案第6号 令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

髙木管理者。

(管理者髙木 勉登壇)

管理者(髙木 勉) ただいまご上程をいただきました議案第6号 令和4年度渋川地区広域市町村圏振興 整備組合一般会計予算について提案理由を申し上げます。

令和4年度の予算編成に当たりましては、本組合の事業実施計画に掲げた施策の考えを踏まえつつ、前例踏襲や既成概念にとらわれず、事業の必要性、有効性及び効率性などを観点に取り組みました。また、関係市町村の財政事情が厳しい状況にある中において、経常経費の縮減に努めるとともに、老朽化が進行している施設の補修工事及び消防庁舎建設など緊急性の高い事業について優先的かつ重点的に予算編成を行いました。

令和4年度予算の概要について申し上げます。歳入歳出予算の総額はそれぞれ31億1,699万8,000円で、前年度当初比3億1,076万2,000円の減となります。

次に、主な事業について申し上げます。救急医療事業関係では、地域住民の常時診療体制を確保するため、在宅当番医制、歯科在宅当番医制及び病院群輪番制病院事業に対して、渋川地区医師会、渋川北群馬 歯科医師会等に補助を行います。また、初期救急医療として、夜間急患診療所の運営を行います。

火葬場、斎場事業では、しらゆり聖苑の管理について、引き続き指定管理者制度により施設の適正な維持管理及び利用者へのサービス向上に努めてまいります。

ごみ処理事業及びし尿処理事業につきましては、業務の充実を図るため、老朽化が進む施設設備の計画的な補修工事を行います。また、中長期的視点の中で焼却施設や埋立施設の更新に対する基本的な方針を整理するため、一般廃棄物処理施設整備基本構想を策定します。

消防、救急事業では、消防力の維持、充実、強化を図るため、はしご車のオーバーホール及び老朽化した高規格救急自動車の更新を行います。

消防庁舎建設等事業では、西分署の実施設計業務委託及び南分署の旧庁舎解体工事等を実施いたします。 以上、令和4年度一般会計予算について提案理由を申し上げました。詳細につきましては、事務局長及 び消防長からご説明申し上げます。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長(望月昭治議員) 続いて、議案の説明を求めます。

木村事務局長。

(事務局長木村 毅登壇)

事務局長(木村 毅) ただいまご上程いただきました議案第6号 令和4年度渋川地区広域市町村圏振興 整備組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合予算書及び予算に関する説明書1ページをお願いをいた します。令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合の一般会計の予算は、次に定めるところによりた いと思います。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31億1,699万8,000円と定めたいと思います。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によりたいと思います。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債によりたいと思います。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定めたいと思います。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合はここに記載したとおり定めたいと思います。

4ページをお願いをいたします。第2表、地方債であります。起債の目的欄1行目、ごみ処理施設整備事業は、リサイクルセンター施設維持管理事業に係るもので、限度額は320万円であります。地方債は一般廃棄物処理事業債で、充当率は起債対象額の75%であります。これにつきましては、廃プラスチックの一時保管場所となる倉庫の建設に向けた実施設計業務委託分について起債、充当させるものであります。

2行目、救急自動車整備事業は、高規格救急自動車の更新に係るもので、限度額は3,320万円です。内 訳として施設整備事業債(一般財源化分)の限度額が990万円、充当率は対象事業費の100%であります。 また、一般事業債として2,330万円で、充当率は対象事業費の90%となります。

3行目、消防庁舎建設等事業は、消防署西分署の建設工事実施設計業務委託に係るもので、限度額は 4,760万円であります。地方債は緊急防災・減災事業債で、充当率は起債対象額の100%であります。

起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりであります。

合計の欄、起債の限度額は8,400万円であります。

8ページ、9ページをお願いいたします。2の歳入について、主なものをご説明申し上げます。なお、これからの説明は款項目につきましてはそれぞれ左側のページを、節、説明欄につきましては右側のページをごらんいただきたいと思います。

1款分担金及び負担金1項負担金は、市町村負担金であります。総額27億4,190万9,000円で、前年度に比べ6,190万5,000円、2.3%の増であります。主な増額の理由は、衛生費の増でしらゆり聖苑、清掃センター及び環境クリーンセンターに係る設備維持のための工事請負費等の増及び消防費で西分署のはしご車のオーバーホールに係る委託料の増等であります。

2 款使用料及び手数料 2 項手数料は 1 億8,707万8,000円で、前年度に比べ90万5,000円、0.5%の減であります。

2目衛生手数料1節清掃手数料、説明欄最下行、事業系一般廃棄物処理手数料1億6,722万円は、前年度に比べ168万円、1.0%の減であります。

10ページ、11ページをお願いをいたします。説明欄1行目、家庭系一般廃棄物処理手数料1,723万5,000円は、前年度に比べ88万5,000円、5.4%の増であります。

3目消防手数料255万5,000円は、前年度と同額であります。

3款国庫支出金1項1目消防費国庫補助金1,000円は、前年度に比べ5,636万9,000円の減であります。 減額の理由は、前年度はしご付消防ポンプ自動車購入に係る補助金を計上していたためであります。

4款県支出金1項委託金1目消防費委託金は58万円で、前年度に比べ2万6,000円、4.3%の減であります。1節消防費交付金、説明欄の事務処理特例交付金は、群馬県知事より権限移譲された事務処理に対する県からの交付金であります。

5 款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金は24万円で、前年度に比べ38万6,000円、61.7%の減であります。

2項財産売払収入1目1節物品売払収入は22万円で、救急車両等の更新に伴い、車両1台の売払いを見込んだものであります。

7 款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金5,049万6,000円は、前年度に比べ1,204万9,000円、31.3%の増であります。しらゆり聖苑管理事業、一般廃棄物処理施設整備推進事業、粗大施設維持管理事業及び職業訓練センター管理事業にそれぞれ充当するものであります。

2目ふるさと市町村圏基金繰入金は212万3,000円で、ふるさと市町村圏事業費に充当するものであります。

12ページ、13ページをお願いをいたします。 8 款 1 項 1 目繰越金は、前年度と同額の1,000万円であります。

9 款諸収入 2 項雑入3,986万8,000円は、前年度に比べ1,138万1,000円、40.0%の増であります。主な増額の理由は、説明欄 2 行目の有価物売払収入の増によるものであります。有価物売払収入は、清掃センターで資源回収するスチール、アルミ、破砕不適物の売払収入を見込んだもので売払単価の増により増額となるものであります。4 行目、再商品化委託返戻金は、日本容器包装リサイクル協会から再商品化委託料の一部が還元されるものであります。5 行目、高速自動車道救急業務支弁金は、関越自動車道における救急業務に対し、東日本高速道路株式会社から支払われるものであります。

10款組合債につきましては、4ページの第2表、地方債において説明をいたしましたので、説明は省略をさせていただきます。

14ページ、15ページをお願いをいたします。3の歳出につきましてご説明申し上げます。説明につきましては、説明欄の二重丸で表記してある事業の中で主なものをご説明をさせていただきたいと思います。1款議会費は132万4,000円で、前年度に比べ5万5,000円、4%の減であります。

2 款総務費は1億4,766万5,000円で、前年度に比べ372万8,000円、2.5%の減であります。1項総務管理費1目一般管理費は、給料、職員手当、共済費を計上しておりますが、これ以降各款におきまして同様の職員人件費を計上しておりますので、人件費の総額をここでご説明をさせていただきたいと思います。職員数は、職員182人、再任用職員3人、パートタイム会計年度任用職員5人、計190人で、前年度に比べ職員は1人の減、再任用職員も1人の減、パートタイム会計年度任用職員は1人の増であります。職員人件費は、児童手当を除き総額14億3,122万7,000円、前年度に比べ517万1,000円、0.4%の減であります。主な減額の理由につきましては、消防職員数の減による手当等の減であります。

16ページ、17ページをお願いをいたします。説明欄下から4段目、人事給与システム事業は、人事及び給与管理に関するソフト等の借り上げ料が主なものであります。

18ページ、19ページをお願いをいたします。説明欄1段目、派遣職員給与費は、構成市町村からの派遣職員の給与等の負担金であります。

2段目、財務会計システム事業は、ソフト及び機器一式等を賃貸借し、会計事務の効率化、合理化を図るものであります。

3段目、庁舎管理事業は、組合庁舎を維持管理する経費であります。

4段目、情報機器等整備事業は、主に事務局、消防本部のネットワークサーバーのリース及び保守管理 に係る経費であります。

20ページ、21ページをお願いをいたします。 2 項ふるさと市町村圏事業費 1 目活動事業費232万6,000円は、ふるさと市町村圏基金の運用益を活用して行う事業であります。説明欄1段目、広報事業は、組合事業の情報提供やPRのため、圏域内の世帯等に年1回広域だよりを配布をいたします。

2段目、防火活動推進事業は、圏域住民の防火意識の高揚を図るため、防火啓発用ポスターの購入及び 防火ポスターの募集を行います。

3段目、広域イベント助成事業は、渋川青年会議所が開催いたします広域駅伝大会に補助金を交付し、 圏域住民の交流を図ります。

4段目、グリーンフラワー事業は、関係市町村が実施する緑化事業及び花いっぱい運動に対し助成を行います。

3款衛生費は11億2,686万5,000円で、前年度に比べ1億339万3,000円、10.1%の増であります。1項1目保健衛生費は3,611万8,000円で、前年度と同額であります。説明欄1段目、在宅当番医制事業は、地域の初期救急医療体制として休日における内科、外科及び耳鼻科の診療に対し、渋川地区医師会に補助をするものであります。

2 段目、歯科在宅当番医制事業は、休日における歯科診療に対し、渋川北群馬歯科医師会へ補助するものであります。

22ページ、23ページをお願いをいたします。1段目、病院群輪番制病院事業は、二次救急医療として5病院の輪番制により、毎夜間及び休日の診療に対して運営費を補助するものであります。

2目夜間急患診療所費は、初期救急医療体制として毎夜間、内科、外科及び小児科の診療を行うための 経費であります。説明欄2段目、夜間急患診療所管理事業、5行目、委託料は、診療業務委託等でありま す。

3目火葬場・斎場費は8,841万8,000円で、しらゆり聖苑に係わる経費で、前年度に比べ2,638万3,000円、42.5%の増であります。主な増額の理由は、委託料及び工事請負費の増であります。説明欄3段目、しらゆり聖苑管理事業、4行目、委託料は、借地である周辺緑地帯を返還するための整地業務委託経費であります。5行目、指定管理料は、平成31年度から令和5年度までの5年間のうち、令和4年度分の指定管理料であります。7行目、工事請負費は、火葬炉の良好な運転を保つため、計画的に補修工事を行うほか、令和4年度は中庭の雨漏りに伴う壁面改修工事を実施します。8行目、施設用備品は、老朽化したひつぎ運搬台車を更新をいたします。

2項清掃費は9億7,424万8,000円で、前年度に比べ7,695万6,000円、8.6%の増であります。1目ごみ処理施設費は7億6,791万2,000円で、清掃センター及び最終処分場等におけるごみ処理に係る経費で、前年度に比べ5,055万4,000円、7.0%の増であります。主な増額の理由は、粗大施設維持管理事業の工事請負費及び最終処分場維持管理事業の保守点検に係る委託料等の増によるものであります。

24ページ、25ページをお願いをいたします。説明欄1段目、清掃センター管理事業、5行目、修繕料は、機械、電気設備等の修繕を行うものであります。7行目、手数料は、排煙及びダイオキシンの測定等を行うほか、天井クレーンの定期点検等を実施するものであります。9行目、委託料は、清掃センター運転管理業務及び施設の保守管理に係るものであります。最下行、工事請負費は、計画的に行っております不燃ごみクレーン、灰クレーン補修工事を行うものであります。

2段目、焼却施設維持管理事業、説明欄1行目、消耗品費は、主にダイオキシン類削減対策等に係る薬品等であります。2行目、委託料は、焼却灰等の運搬業務、塩化水素濃度計等保守点検業務及び中央監視制御装置等の保守点検に係るものであります。3行目、工事請負費は、計画的に行っている焼却設備補修工事及びごみクレーン補修工事を行うものであります。

3段目、粗大施設維持管理事業、説明欄3行目、工事請負費は、粗大処理施設補修工事を行うものであります。令和4年度は、粗大ごみスクラップのための搬出装置の交換等を実施いたします。4行目、車両購入費は、老朽化したショベルローダーの更新を実施いたします。

4段目、埋立施設維持管理事業、1行目、消耗品費は、小野上処分場の水処理に係る薬品等であります。 4行目、工事請負費は、小野上処分場水処理施設の補修工事を行うものであります。

最下段、最終処分場維持管理事業、1行目、消耗品費は、エコ小野上処分場の水処理に係る薬品等であります。

26、27ページをお願いをいたします。2行目、委託料は、エコ小野上処分場の運転管理業務のほか、施設の保守管理等に係るものであります。なお、保守点検業務委託の増は、エコ小野上処分場稼働率の増に伴い、実施内容が増加したためであります。

1段目、リサイクルセンター施設維持管理事業、3行目、委託料は、リサイクル品再商品化業務及び施

設の保守管理に係る委託であります。

2目ごみ処理施設周辺整備事業の800万円は、清掃センター及びエコ小野上処分場の地元への交付金で、 前年度と同額であります。

3目し尿処理施設費は 1 億7, 996万6, 000円で、環境クリーンセンターにおけるし尿及び浄化槽汚泥の処理に係る経費で、前年度に比べ1, 399万4, 000円、8.4%の増であります。主な増額の理由は、工事請負費の増額によるものであります。

説明欄3段目、環境クリーンセンター管理事業、1行目、消耗品費は、し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る薬品等であります。説明欄5行目、修繕料は、機械、電気設備等の修繕及び破砕機等の修繕を行うものであります。最下行、委託料は、し尿処理施設運転管理等業務のほか、沈砂等の運搬、処分の業務に係るものであります。

28ページ、29ページをお願いをいたします。5行目、工事請負費は、酸素製造装置、前処理機器の補修工事及び二次処理設備等の定期的な補修工事を行うものであります。工事請負費増額の理由は、酸素製造装置等補修工事において、老朽化した機器等を更新整備するためであります。

4目一般廃棄物処理施設整備推進事業費1,837万円は、一般廃棄物処理施設の基本構想策定に向けた経費で、前年度に比べ1,240万8,000円、208.1%の増であります。説明欄1行目、委託料は、一般廃棄物処理施設基本構想策定業務で、今後の最終処分場や清掃センターの更新などの施設整備に向け、必要不可欠な業務となります。なお、この事業につきましては、令和3年度に法定計画であります施設整備の基礎となる一般廃棄物処理基本計画を策定をしております。今後の一般廃棄物の整備方針も含めて、詳細につきましては2月定例会終了後の、今回の議員全員協議会で説明を予定しております。本日は、この後次第の第2で私どもより説明をさせていただきます。

4款労働費1項労働諸費1目職業訓練センター費につきましては、渋川職業訓練協会が渋川地区高等職業訓練校を運営するための補助金と組合が施設維持管理を行うための経費で、437万4,000円は前年度に比べ278万8,000円、175.8%の増であります。増額の理由は工事請負費の増で、製図室棟の屋上防水改修工事を実施いたします。

以上で歳出の1款から4款までの説明は終わります。5款消防費につきましては、消防長から説明をいたします。

議長(望月昭治議員) 石坂消防長。

(消防長石坂勝義登壇)

消防長(石坂勝義) それでは、引き続き5款消防費についてご説明申し上げます。

28ページ、29ページをお願いいたします。1項消防費15億4,416万5,000円は、消防救急態勢の維持、強化及び災害時等の対応に係る経費で、前年度に比べ4億1,180万7,000円、21.1%の減であります。主な減額の理由は、消防自動車等購入事業及び消防庁舎建設等事業の減によるものであります。1項消防費1目常備消防費は14億3,843万1,000円で、前年度に比べ324万7,000円、0.2%の増であります。

30ページ、31ページをお願いいたします。説明欄3段目、職員研修事業は、消防職員の群馬県消防学校入校、消防大学校専科教育及び職員の資格取得研修等の経費であります。

4段目、救急救命士養成事業は、救急救命士の新規養成、指導救命士の養成、気管挿管病院実習及び薬

剤投与病院実習等に係る経費であります。

5段目、職員健康管理事業は、B型肝炎等の抗体検査、予防接種及び隔日勤務者を対象に特定業務従事者健康診断を行う経費であります。

6段目、消防庁舎管理事業は、庁舎の施設及び装備品等を適切に管理するための経費であります。

32ページ、33ページをお願いいたします。1段目、車両維持管理事業は、消防車両に係る修繕、定期点 検及び車検等の経費であります。6行目の委託料は、はしご車のオーバーホールに係る経費であります。

2段目、業務用備品管理事業、4行目の事業用備品は、消防用ホース及び化学防護服等の購入に係る経費であります。

3段目、職員被服貸与事業は、制服等の貸与及び火災現場等における隊員の安全を確保するため、防火服の更新を行う経費であります。

4段目、救急事業、1行目の消耗品費は、救急隊員が使用する感染防止用品、毛布等に係る経費であります。3行目の医薬材料費は、傷病者に使用する各資材、酸素ガス及び酸素マスク等に係る経費であります。4行目の委託料は、応急手当指示委託料及び特定保守管理医療機器点検委託料等に係る経費であります。

6 段目、消防共同指令センター運営事業は、高崎市・安中市消防組合ほか 5 一部事務組合消防指令事務協議会の運営負担金であります。

2目消防施設費は1億573万4,000円で、前年度に比べ4億1,505万4,000円の減であります。説明欄1段目の消防自動車等購入事業は、車両更新計画に基づき老朽化した高規格救急自動車を更新する経費であります。

34ページ、35ページをお願いいたします。1段目、消防庁舎建設等事業、2行目の測量設計委託料は、 消防署西分署建設工事実施設計業務委託、3行目の工事請負費は、消防署南分署旧庁舎解体工事費であり ます。

以上で5款消防費の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長(望月昭治議員) 事務局長。

(事務局長木村 毅登壇)

事務局長(木村 毅) 続きまして、6款からご説明申し上げます。

34ページ、35ページをお願いいたします。 6 款教育費 1 項保健体育費 1 目体育施設費は、渋川地区広域 圏運動場の運営管理に係る経費で105万3,000円、前年度に比べ84万円、44.4%の減であります。

7款1項公債費は2億8,655万2,000円で、前年度に比べ51万3,000円、0.2%の減であります。1目元金は2億7,965万5,000円で、前年度に比べ48万6,000円、0.2%の減であります。説明欄、元金償還金は、組合債29件分であります。

2目利子は650万1,000円で、前年度に比べ2万7,000円、0.4%の減であります。説明欄2段目、利子償還金は、組合債36件分であります。

8款1項1目予備費は、前年度と同額の500万円であります。

36ページ以降の給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書につきましては、後ほどごらんいただくことで説明は省略をさせていただきます。

以上で議案第6号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いをいたします。

議長(望月昭治議員) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

11番、須田勝議員。

(11番須田 勝議員登壇)

11番(須田 勝議員) 13ページ、諸収入の中の雑入、雑入の中で有価物売払収入2,779万4,000円、先ほどの説明でこれ前年比から40%増、その下の下、再商品化委託返戻金707万円、これはペットボトルの再商品化だと思いますが、この収入ないし返戻金に至るまでの初期の段階からの経緯をお聞きします。

議長(望月昭治議員) 木村事務局長。

(事務局長木村 毅登壇)

事務局長(木村 毅) 須田議員から経費についてということでご質疑をいただきました。

(「経緯です」と呼ぶ者あり)

経緯ですね、申し訳ございません。

こちらのほうにつきましては、各市町村が回収をいたしました燃えないごみ、ペットボトル等を当組合において処理、分解、分割、また成形処理をした後に、鉄、アルミニウム等につきましては入札により売買をしているものであります。また、ペットボトルにつきましては、ペットボトルの包装容器の協会等に委託をいたしまして、それの返戻金ということでお金が戻ってきているということで組合の歳入として上げさせていただいているものであります。以上です。

議長(望月昭治議員) 11番。

11番(須田 勝議員) まず、有価物売払収入、この経緯は今説明したとおり分かりました。それで、今本 当に新聞紙上、テレビなんかで見ますけれども、アルミなんかは今有価物はすごい天井づいているほどの お金になる資源でございます。ペットボトル、ここ10年来ですか、自動販売機を見ても、何の商品にして も、ほとんどと言っていいほどペットボトルで中身が保護され、我々国民が一番飲物にしても、食べ物に しても、ペットボトルが一番利用している品目でございます。その品目をこの広域組合がリサイクルとし て、先ほどの有価物は燃えないごみの日に当然集めている。燃えないごみの中にお金になるアルミ、スチ ールがいっぱいある。その一番最初の経緯は、出す側の市民、町民、村民、この広域の地域住民が出して いるものを経費を使って集めて、最終処分の買取りのところに出して、それがお金になったのがこの売払 収入ですよね。それは間違いないですよね。再商品化の委託返戻金、これペットボトルです。ペットボト ルとこの有価物売払収入、我が渋川市、私のいる渋川市では、わが家のごみ収集カレンダーという形の中 に、リサイクルごみ、月2回という形の中にペットボトルとガラスのビン、透き通ったのと茶色のと、あ と青色のようなビンを広域組合が集めている。そこまで私は分かりました。そのほか各市町村で、資源ご み回収という形で古紙やら段ボールやら、空き缶の中のアルミ、スチール缶、ビン類、色のついた一升ビ ン、日本酒とかしょうゆですよね、この一升ビンを資源ごみとして集めている。そして、その集めている のは、各自治会なり子ども育成会なり老人会、長寿会なりが冬の寒い中、夏の暑い日、何とか資源として 再利用してお金にしなくてはならないという形で自治会なんかは努力して集めている。そこで、今渋川市 では、この資源ごみはキロ8円になります。今の話を元に戻しますが、このリサイクルのここに載ってい る諸収入、雑入の中の有価物売払収入2,779万円、再商品化委託返戻金707万円、これは組合の収入に、雑入に入っています。ということは、ここから本来ならば集めた側の老人会なり自治会に、本当ならば資源 ごみと一緒の形で還元しなければおかしいのではないかという質疑ですが、その点いかがですか。

議長(望月昭治議員) 事務局長。

(事務局長木村 毅登壇)

事務局長(木村 毅) 雑入の有価物売払収入と再商品化委託返戻金については、地元の皆さんに還元すべきだというようなご質疑をいただきました。こちらのほうにつきましては、収集等については各市町村の責任において収集をしていただいております。それの最終処分について、広域が各市町村と一体になって処理を行っているということで、この収入につきましては組合の特定財源ということで、現在一般廃棄物処理の維持経費に充当しているということになります。こちらのほう各自治体のほうに還元をするということになりますと、この部分につきましては逆に市町村負担金として各市町村から皆さん、また改めていただかなければ事業のほうを継続することができませんので、組合としては現行のとおり、現在の雑入として処理をさせていただきたいと考えております。

議長(望月昭治議員) 11番。

11番 (須田 勝議員) 地域住民が汗水垂らして集めたものを、どういう形でもお金は返戻しないという形の答弁でした。これもこれからの課題であるならば、管理者、副管理者がやっぱり協議して、やはりこのリサイクルのごみは資源ごみと一緒の扱いにして、私は今までリサイクルのごみと資源ごみは全く同じだと思っていました。なぜここでリサイクルごみ、ペットボトルとガラスビン、リサイクルごみの日をわざわざ広域組合が市町村の資源ごみの中からその2つだけ2品目だけ抜いてやるのか、私それが不思議でかなわない。私の考えは、リサイクルごみと資源ごみは全く同一の考えでいますので、もし違うのであれば、その説明を聞いて終わりにします。

議長(望月昭治議員) 事務局長。

(事務局長木村 毅登壇)

事務局長(木村 毅) ただいま須田議員が、空きビン等の部分を資源ごみから抜いてということでございます。空きビン等につきましては、先ほどペットボトルと同様、各自治体においてごみとして収集をしているというものであります。資源ごみとたまたま同じ日に回収をしているという形になっているところもあるかとは思いますが、ビン等につきましては燃えるごみ、燃えないごみと同様に各自治体において回収をしているということで、特に抜いているということではございません。

議長(望月昭治議員) ほかにご質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(望月昭治議員) ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(望月昭治議員) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(望月昭治議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算は原案のとおり可決されました。

休憩

午前11時37分

議長(望月昭治議員) 暫時休憩いたします。

会議は、午後1時に再開いたします。

再 開

午後1時

議長(望月昭治議員) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第9 一般質問

議長(望月昭治議員) 日程第9、一般質問を行います。

申合せ事項により質問の時間は答弁を含めて1時間以内といたします。質問の形式は、1回目は一括質問方式で、2回目以降は一問一答方式とし、回数の制限はありません。質問の方法は、1回目は登壇をしてお願いいたします。2回目以降は自席でお願いいたします。答弁は、登壇して行うことといたします。通告の順序により発言を許します。

1 環境クリーンセンターの現状と今後の見通しについて。2 スラグ撤去の対応について。

13番、角田喜和議員。

(13番角田喜和議員登壇)

13番(角田喜和議員) 議長、一般質問に先立ち、資料として写真の提示をしたいのですけれども、許可をお願いいたします。

議長(望月昭治議員) 許可いたします。

13番(角田喜和議員) 通告に基づいて一般質問を行います。

1点目は、環境クリーンセンターの現状と今後の見通しについてです。環境クリーンセンターは、昭和58年に稼働を始め、今年で39年が経過すると聞いています。し尿の直接くみ取り搬入から公共下水の普及

に伴い浄化槽汚水等の搬入になるなど、生活様式は大きく変わりました。それに伴い、クリーンセンター での受入れも変容してきていると思います。そこで、質問をいたします。この間の環境クリーンセンター での処理業務や受入れ状況の推移について、どのようになっているのかをまず質問をいたします。

2点目は、スラグ撤去の対応についてであります。エコ小野上処分場の建設は、平成24年11月30日の臨時会で議会議決され、平成26年7月25日に工期延長がされ、同年12月22日までの工期となりました。いろいろと通告をしていますが、まず私は平成25年1月から平成25年8月までの間に限って質問をいたします。この8か月間は、進入路工事とサンドマット工事のこの2種類しか砕石類を使う工事はないと思っています。そこで、質問をいたします。有限会社〇HKIから入ったとされる山砂5,383立方メートルはどこに使われたのか。また、佐藤建設工業から納入された40-0切り込み砕石6,055立方メートルはどこに使われたのか、お示しをいただきたいと思います。

細部については、自席に戻り、質問をいたします。よろしくお願いをいたします。

議長(望月昭治議員) 木村事務局長。

(事務局長木村 毅登壇)

事務局長(木村 毅) それではまず、環境クリーンセンターの処理業務の推移ということでお答えをした いと思います。

環境クリーンセンターにつきましては、昭和58年に議員おっしゃるとおり稼働が始まりましたが、平成10年に大規模改修を行いまして、処理量の変化等がございます。平成10年度が基準になるのかなと私どものほうでは考えておりますので、それを基準として10年ごとの数字を用意をさせていただいておりますので、その数字をお答えをさせていただければと思います。

それでは初めに、平成10年の改修後の平成12年度では、し尿の搬入量が7,551キロリットル、浄化槽汚泥が2万3,854キロリットル、合計3万1,405キロリットルです。10年後の平成22年では、し尿の搬入量が3,288キロリットル、浄化槽汚泥が2万612キロリットル、合計2万3,900キロリットルとなっております。令和2年度では、し尿の搬入量が2,167キロリットル、浄化槽汚泥が2万620キロリットル、合計2万2,787キロリットルとなっております。傾向といたしましては、改造直後は減少は非常に大きかったのですけれども、近年は減少傾向が鈍くなって、おおむね横ばい状態となっているところであります。

次に、2点目の鉄鋼スラグの関係でございますが、有限会社OHKIが山砂を5,380立方メートル搬入をしたと、それに対してそれはどういうふうに使われたかというところでございます。その部分につきましては、以前にもちょっと答弁をさせていただいているところでありますが、地盤改良工における機械の転倒防止、サンドマットのほうに使用したと承知しておるところであります。佐藤建設工業の砕石につきましては、6,055立方メートルということでありますが、こちらのほう工事の内容の部分で、その期間につきましては造成工事と補強土壁工事を実施をしております。議員おっしゃります砕石につきましては、補強土壁工事で使用をしていると承知をしております。土を締め固めた上で、補強しながら埋立地の壁を造るというところであります。そこの部分に砕石を敷設しているところであります。また、この壁につきましては一定程度の高さごとに締め固め等をして、中間に処置をしてサンドイッチ方式で上げているということで、設計上この砕石の量につきましては約6,500立方メートルとなっておりますので、佐藤建設工業が納品した部分とおおむね一致していると考えているところであります。以上です。

議長(望月昭治議員) 13番。

13番(角田喜和議員) ただいま答弁をいただきました。どうも私は基本的に、昭和58年から稼働を始めたということで、平成10年度の改修についてはちょっと頭に浮かばなかったものですから、今10年ごとの状況について数字をお教えいただきました。やはりし尿ですから、くみ取りから直接水道ポンプがこの間の浄化槽汚泥等々のメインになってきたということでありますので、これで今の数字を見ますと、当初は大きかったものの、平成22年または令和2年のところでは1,100キロリットルですかね、そのぐらいの誤差しかないと、そんなに変動がないということですよね。1日に直せば大した量ではないと思います。こういう状況で来ているのは分かりました。

そこで、これ全体の枠ですけれども、各自治体において、榛東村、吉岡町、それから渋川市も含めてですけれども、くみ取り方式から農業集落方式というのですかね、下水道事業に変わってきていると思うのです。そうなったときの各自治体ごとの搬入量の推移はどのように変わってきているか、もし、通告してありますので、その数字を押さえてありましたらばちょっとお聞かせていただきたいのですけれども、やはり全体ではあまり大差はないよということでありましたが、それについてお示しいただきたいと思います。お願いいたします。

議長(望月昭治議員) 事務局長。

(事務局長木村 毅登壇)

事務局長(木村 毅) 自治体ごとの推移ということでご質問がございました。全体量として、まず過去5年の資料を用意をさせていただいておりますけれども……

(「すみません、マイクをもうちょっと上げてもらってもいいですか」と呼ぶ者あり)

過去5年の搬入量を用意をさせていただいております。まずは、全体量としてちょっとお話をさせていただきますが、先ほど10年ごとということでお話ししたのですけれども、平成28年から用意をさせていただいております。全体量といたしましては平成28年度が2万1,549キロリットル、平成29年度が2万1,193キロリットル、平成30年度が2万2,059キロリットル、令和元年度が2万2,412キロリットル、令和2年度が2万2,787キロリットル、これがセンターに搬入されている総量でございます。総量で市町村ごとのし尿と浄化槽汚泥一緒の数字をまずご説明をさせていただきたいと思います。まず、渋川市です。平成28年度が1万5,814キロリットル、平成29年度が1万5,173キロリットル、平成30年度が1万5,938キロリットル、令和元年度が1万5,743キロリットル、令和2年度が1万5,920キロリットルとなっております。続きまして、吉岡町でよろしいでしょうか。平成28年度、3,457キロリットル、平成29年度、3,610キロリットル、平成30年度、3,776キロリットル、令和元年度、4,249キロリットル、令和2年度、4,451キロリットル、平成30年度が2,345キロリットル、令和元年度が2,278キロリットル、平成29年度が2,410キロリットル、平成30年度が2,345キロリットル、令和元年度が2,420キロリットル、令和2年度が2,416キロリットルとなっております。

し尿と浄化槽汚泥も続きましてご説明をさせていただきますが、よろしいでしょうか。そうすれば、まず合計の部分のし尿と浄化槽汚泥の平成28年から5か年でございます。まず、平成28年度がし尿の量が2,242キロリットル、浄化槽汚泥が1万9,307キロリットル、平成29年度がし尿の量が2,102キロリットル、浄化槽汚泥が1万9,091キロリットル、平成30年度がし尿の量が2,048キロリットル、浄化槽汚泥が2万11キ

ロリットル、令和元年度がし尿の量が2,150キロリットル、浄化槽汚泥の量が2万262キロリットル、令和 2年度がし尿の量が2,167キロリットル、浄化槽汚泥の量が2万620キロリットルです。それぞれ各市町村 ごとにし尿のほうも申し上げさせていただきたいと思います。まず、渋川市の平成28年度、し尿の量が 1,873キロリットル、浄化槽汚泥が1万3,941キロリットル、平成29年度がし尿の量が1,763キロリットル、 浄化槽汚泥の量が1万3,410キロリットル、平成30年度がし尿の量が1,644キロリットル、浄化槽汚泥の量 が 1 万4, 294キロリットル、令和元年度がし尿の量が1,737キロリットル、浄化槽汚泥の量が 1 万4,006キ ロリットル、令和2年度がし尿の量が1,768キロリットル、浄化槽汚泥の量が1万4,152キロリットルとな っております。続いて、吉岡町でございます。平成28年度がし尿の量が181キロリットル、浄化槽汚泥の 量が3,276キロリットル、平成29年度がし尿の量が155キロリットル、浄化槽汚泥のほうが3,455キロリッ トル、平成30年度がし尿の量が202キロリットル、浄化槽汚泥の量が3,574キロリットル、令和元年度、吉 岡町のし尿の量が209キロリットル、浄化槽汚泥が4,040キロリットル、令和2年度につきましてはし尿の 量が200キロリットル、浄化槽汚泥の量が4,251キロリットルとなっております。最後に、榛東村でござい ますけれども、平成28年度、し尿の量が188キロリットル、浄化槽汚泥の量が2,090キロリットルです。平 成29年度がし尿の量が184キロリットル、浄化槽汚泥の量が2,226キロリットル、平成30年度がし尿の量が 202キロリットル、浄化槽汚泥の量が2,143キロリットル、令和元年度、し尿の量が204キロリットル、浄 化槽汚泥の量が2,216キロリットル、令和2年度になりますけれども、し尿の量が199キロリットル、浄化 槽汚泥の量が2,217キロリットルとなっております。以上のような感じに、過去5年間でし尿と浄化槽汚 泥の比率となっております。以上です。

議長(望月昭治議員) 13番。

13番 (角田喜和議員) 細かく教えていただいてありがとうございました。ざっと5年間の推移を見ただけでも、吉岡町では人口増という中におけるし尿並びに浄化槽のほうも年々増えてくるというのは、これもこの5年間でも読み取れます。榛東村、また渋川市においてはほぼ横ばいというような数字が出されました。これについて、今回もう一個この一般質問を加味したのですけれども、今日またこの後全員協議会で細かい説明があるということだったので、もう一点だけでやめてしまいますけれども、通告はいろいろあるのですけれども、その中でちょっと聞かせていただきたいのですが、当初から、平成12年を起点にということでありましたけれども、これから説明もあるので、あまり深いところは立ち入りませんが、稼働当初から見ると搬入量と言える部分の変遷で大分変わってきていると感じています。その中で来年度以降、これの建て替えだとか、毎年毎年改修、修理で今まで対応してきました。今回も新年度予算の中でも改修、修理が出されておりますが、これも限界に来ているのではないかと思うのですが、この辺の建物の老朽化もあるということで考えておりますけれども、施設の更新時期について、雑駁でいいのですが、全員協議会もありますので、傍聴の方もいますので、クリーンセンターの今後の整備計画はどのようになっていくのか、見据えた中での状況分析はしているのか、その辺についてお示しいただけますか。

あと、受入れの処理能力についても、今後のことになりますけれども、人口推移をどのように見込んでいるのか、その辺のほうでしっかりと見ていくと、準備はされているかと思いますけれども、どうなのか、お願いいたします。

議長(望月昭治議員) 事務局長。

(事務局長木村 毅登壇)

事務局長(木村 毅) 環境クリーンセンターの今後の計画等についてご質問をいただきました。環境クリーンセンターにつきましては、先ほど来議員ご指摘のとおり、昭和58年の供用開始から今年で38年、来年度で39年目ということになっております。鉄筋コンクリートの建築物の標準的な耐用年数につきましては、50年ということでなっております。私どものほうで平成25年度に建物の劣化調査を実施をいたしました。その結果、外壁のひび、劣化などは見られるのですけれども、構造上、強度の上では十分耐力を持った建物と判断をしているところであります。また、直近でも実地調査を行いまして、同様な結果が出ているところであります。建物内のし尿処理施設のほうでありますけれども、運転管理を行っている業者から聞き取りをしたところによりますと、適切な維持管理を行うことで建物本体の耐用年数、50年程度までは使用は可能であるというようなことを聞き取っておる次第です。このようなことを踏まえまして、環境クリーンセンターにつきましては建物本体の耐用年数程度までは使用し、その後新たな施設整備をしたいということで考えているところであります。

環境クリーンセンター、現在の処理能力は94キロリットルということでありますけれども、この後全員協議会のほうでご報告を差し上げますが、10年後の令和13年度の予測では人口が全域で約10万1,061人ということで、令和2年度と比較すると人口が約1万人減少するというふうに見ております。し尿搬入量につきましては、令和2年度が2万2,787キロリットルでありますけれども、10年後の時点では1万7,487キロリットルとなり、約5,300キロリットル減少すると見ております。この時点で必要な処理能力につきましては、1日当たり約54キロリットルあればよろしいのではないかということで現在は予測をしているところであります。こちらのような方針の中で、次期施設の更新ということでありますけれども、令和14年度から16年度にかけて工事を行いまして、令和17年度から供用開始をできればということで現在のところ考えている次第であります。以上です。

議長(望月昭治議員) 13番。

13番(角田喜和議員) ありがとうございました。し尿処理場の関係はこれで終わりますので、続いてスラ グ撤去の対応について質問を続けさせていただきます。

先ほど局長のほうからOHKIから入った山砂は地盤改良、サンドマットだということで答弁がありました。地盤改良というのは砂を混ぜて変えるのではなくて、地盤改良で、ブルドーザーであそこに穴を空けて生コンクリートを入れて、それで地盤を固めていくというのが地盤改良工事なのです。砂を入れるのが地盤改良ではないのだ。そうなってくると、サンドマットはどこにどのぐらい使っているのかというのが1つ出てきます。地盤改良はエポコラムといって、穴を空けてそこにコンクリートを流し、そして固めて地盤を変えるのが地盤改良です。全然やっていることと説明が違います。サンドマットはどこに入れたのか、もう一回聞きます。

それから、佐藤建設工業から入った6,055立方メートル、これについては造成工事と補強土壁で使ったと。段々にしていくから、そこに順次使っていったと言っています。この平成25年1月から8月の間は、中を整理するのについて仮設道路と、それから先ほど言いましたようにサンドマット工事しか使っていないのです。だって、サンドマット工は、今聞いたのはOHKIの砂を入れたと言うけれども、だから佐藤建設工業が入れたと言った6,055立方メートルはどこに使ったのかということです。補強土壁に使ったと

いうのは承知しています。7月と8月に499立方メートル、トラックの台数にして70台、これが入っているのです。これ入っていないわけがない。補強土壁に使ったのはそれだけなのです、その間の工事では。 うそを言っては駄目ですよ。どうですか。

議長(望月昭治議員) 事務局長。

(事務局長木村 毅登壇)

事務局長(木村 毅) OHKIの山砂の部分につきまして、ちょっと説明が、申し訳ないのですけれども、 足らなかったところを訂正をさせていただきたいと思います。山砂用途につきましては、地盤改良におけ る機械の転倒防止のための山砂、サンドマットとして置いているということで、それをそのために注入を するために用意をしたものではございません。

また、佐藤建設工業から納品をされている砕石につきましては、議員がおっしゃる部分よりも、私のほうで工程等の確認をしましたので、全量擁壁の部分で使われたということで確認しています。

議長(望月昭治議員) 13番。

13番(角田喜和議員) だから、それは違うでしょう。議長に許可を得たので、遠くて見えないかもしれないですけれども、地盤改良で使ったということ、このところは地盤改良工事、エポコラムーLoto工法というのは工事の資料でちゃんと写真入りで出てきているのです。これ見れば、砂なんか入っていないよ。掘った後の状況が見えますが、これからコンクリートを注入する前の段階で、掘ったのを見ればほとんどが泥ですよ。サンドマット、砂が入った形跡なんかないのだ。形跡ない。これ皆さんのところから出てきたデータですから、これ見るとこうなっている。これで何で使っているのですか。安定させるためにと言っているけれども、それについては袋の移動には142枚の鉄板を使って、その上を重機が動いたり何だりしているのです。改めて聞きます。どこで使っているのかな。はっきり答えてください。設計書には70センチの厚みで使ったと言われています。それは承知している。でも、それはほんの一部だ。エポコラムで、これだんだん、だんだん移動して、掘削して土壌改良しているのだ。使っていないよ。もう一回頼みます。お願いします。

それから、進入路、これについては造成工事に、補強土壁に使ったと言っているけれども、補強土壁に使ったのはほんの一部。造成して、その後上屋が建っていくところで補強土壁ができていくの。だから、そこに使われるはずはないのです。それだったら8月いっぱいではなくて、その後の話でしょう。そんないいかげんなことでは駄目ですよ。もう一回答えてください。

議長(望月昭治議員) 事務局長。

(事務局長木村 毅登壇)

事務局長(木村 毅) 山砂については、サンドマットということで敷いております。これにつきましては、 以前の一般質問等でもお答えをさせていただいているかと思います。議員も70センチということでおっし ゃっておりましたけれども、それでサンドマットを敷いて、その後ミルクと言われるようなコンクリート というか、注入する段階でサンドマットも一緒にすき込んでいくような形になっていたかと思います。

また、補強土壁工事につきましては、議員は違うというふうにおっしゃっておりますけれども、工程表等々で私どものほうで確認をさせていただいております。全てそちらのほうで使っていると認識しております。

議長(望月昭治議員) 13番。

13番(角田喜和議員) 前の答弁でそう言ったならその繰り返しですけれども、改めて整理してみたのです、しっかりと。今回の東京高裁の関係もありましたから、それとは切り離して、この状況について再度聞きますが、サンドマットについては再生砂を使ってくださいと、これは循環型社会形成推進基本法のメインの工事ですよ。この推進法にのっとってこの工事をしなさいというのに、再生砂ではなくて山砂が入っている。再生砂だったらば地元の業者で旭石材という場所がある。そこから十分取れたはずなのに、それも使わないでやっている。それも設計変更もしなければ何にもない。その中でやられたと仮定すると、そのメインのことがやられていない。どうして地元で使えるものを使えなかったのか。どうですか、お願いします。

議長(望月昭治議員) 事務局長。

(事務局長木村 毅登壇)

事務局長(木村 毅) 設計書に再生砂ということで書かれているのに、現在地では通常の砂を使用したのはなぜかということであります。これも以前の一般質問等で答弁をしているようでありますけれども、上位の部材に変更するということについては特に変更協議等の必要はないというようなお返事をたしかしているかと思います。下位のものに例えばする場合には何かしら必要かとは思いますが、上位のものに変更しているということで原材料が額も変わらずよくなるということでありますので、そのままいったということになっております。

議長(望月昭治議員) 13番。

13番(角田喜和議員) サンドマットの納品書なるものはありませんでした。サンドマットの納品書というのはありませんでした。納品書もなく、約6,000立方メートル入れた根拠は何なのですか。サンドマットでやるという部分について、それが山砂に変わったわけです。何を根拠にそれが出てくるのですか。

議長(望月昭治議員) 事務局長。

(事務局長木村 毅登壇)

事務局長(木村 毅) 何を根拠にということでありますけれども、出荷証明等は頂いておりますので、それを基に再生砂でなく山砂が入っていると、現に現地でその旨でサンドマット工法を実施をしたと。現場 監督と、当時の現場監督ですね、そのほうも確認をしているということで認識しております。

議長(望月昭治議員) 13番。

13番(角田喜和議員) 出荷証明が出ているから、それで間違いないと思うと。何を言っているのですか。 出荷証明が出てきたのは今年度というか、令和3年度、裁判の高裁の中で今の柴崎さんが電話で確認した と、その確認でもって間違いありませんということで出てきたのではないですか。こんな重要なものを同 意書も何にもなくて、確認ができたなんて言えるのですか。

もう一点、そうしますと佐藤建設工業から6,055立米入れたというのはもう皆さん承知しています。それは、砕石が入ったというのは認めています。それについて平成26年8月に、本来業者間の取引伝票は組合にあるはずはないのです。業者間で持っていればいいのだもの。それをあえて、組合のテーブルの上にあって、その当時小池議員が行ったときにこれ見よがしにそこに置いてあった。業者間の取引伝票を何で広域組合のテーブルの上に置いておかなくてはならなかったのだと。聞かせてください。

議長(望月昭治議員) 事務局長。

(事務局長木村 毅登壇)

事務局長(木村 毅) 取引伝票がなぜ事務局にあったかということであります。議員おっしゃるとおり、本来納品書のほうはこちらのほうにあるものではありませんけれども、議員おっしゃるとおり、その当時裁判が始まるような形でありましたので、そういう関係もあって資料をこちらのほうで集めていたという状況であります。借りていたということであります。

議長(望月昭治議員) 13番。

13番(角田喜和議員) 何で平成26年8月に3年後に裁判になるということが分かるのだ。そうではないでしょう。RC40-0というのが出されていた。これは、設計書にも何にもない。そのときにRCを使う、RCにしろ、バージン材料にしろ、切り込み砕石を使う場所はなかったのだ。それで、RCだとまずいからと伝票を直して、623枚の納品書がそこにあったのだ。裁判を起こしたのはいつですか。私は、住民監査請求を起こしました。2年後ですよ。先見の明があるなんて言えないよ。裁判もやるか何か分からない。自分も裁判しようとは思っていなかった。そういう中でこういったものが出てきたのだ。それだったらば、なぜ〇HKIのサンドマットの伝票が出てこないの。本来出てくる伝票は、〇HKIのサンドマットの納品書でしょう。違いますか。〇HKIのサンドマットの納品書はない、一括で令和3年度の後期になって電話で確認して、間違いありませんって出てきている。こんなものは信用できないよ。いいですか。これがまさにどこに使われたか。では、6,055立方メートルはどのくらいの山になるのですか。どこに入るのですか、そんな山が。どこに入るのですか。

議長(望月昭治議員) 事務局長。

(事務局長木村 毅登壇)

事務局長(木村 毅) 6,055立方メートルの砕石がどこに入るかということでございます。旧処分場との 境の部分から擁壁の土台が上がっておりますので、あの部分に全部入っていると考えております。

議長(望月昭治議員) 13番。

13番(角田喜和議員) 局長、そんなでたらめな答弁していいのですか。あの当時、まだ擁壁はできていなかったじゃん。できていないよ。何言っているの。これが着工したばかりの図面。ちょっとちっちゃくて見づらいと思いますけれども、擁壁も何もできていない。擁壁もできていない。これどうやって擁壁の中に入るのですか。もう一つ言う。これは同じ時期の、この下に見える四角の、ちょっと見づらいのですけれども、ここはここの山砂を40トンダンプで移動して仮置きしていた場所です。この時期に何にもなくて、どこに擁壁がゆってある。土壌改良して、これからやりますというそのグラウンドがここに立っているけれども、擁壁なんかどこにもできていないよ。その6,055立米どこに入っているか、本当のこと言ってください。入っていないのでしょう。それか、サンドマットをやらずに、サンドマット工の代わりに使ったのでしょう。だって、これ写真が物語っているよ、みんなここに。写真が。進入路のところだって、まだ補強土壁なんかこれからだ。そんなうそ言っては駄目だよ。あなたの身にまたそのまま降りかかってくるからね、そんなうそを言っていると。こういう状況だよ。後で資料など皆さんに見てもらいますから、もう一回答弁してください。

議長(望月昭治議員) 事務局長。

(事務局長木村 毅登壇)

事務局長(木村 毅) 6,000立方メートルに及ぶ砕石が入っていないのではないかということでありますが、先ほど来申し上げているとおり、擁壁部分の基礎工事から始まっておりますので、その部分に入っていると承知はしております。

議長(望月昭治議員) 13番。

13番(角田喜和議員) 繰り返します。平成25年1月から平成25年8月までは、補強土壁の工事はやっていません。やっていないよ。どうすれば補強土壁の工事ができるのだい。補強土壁の工事なんか始まっていない。なぜかといったらば、まだ作業道路の、仮設道路の脇に投下物ですか、それを充てて工事のやり取りをしていた。どれ見たってそうですよ。40トンのダンプがいる。仮設道路を造っている。補強土壁なんかどこにもない。議長、これについてはしっかりと答弁させていただきたいと思います。これは、組合から出された工事処分場の造成工事写真です。私が入っていって撮ってきた写真ではないです。こんないいかげんな答弁では私は納得できない。

休憩

午後1時47分

議長(望月昭治議員) 休憩いたします。

再開

午後1時51分

議長(望月昭治議員) 再開いたします。

事務局長。

(事務局長木村 毅登壇)

事務局長(木村 毅) 砕石につきましては、先ほど来申し上げておりますとおり、擁壁工事に使用しております。納品につきましても議員がおっしゃるとおり、平成25年の時期に6,000立方メートルほど納品をされておりますが、それが一遍に全部積み上がるものではありませんけれども、擁壁の部分、先ほど来申し上げたとおり、擁壁の一番下の部分からそれを順次積み上げていくということでありますので、その中で使用されております。

議長(望月昭治議員) 13番。

13番(角田喜和議員) 今の局長の答弁が理解できなかったのですけれども、下から積み上げていったと。 写真見せたでしょう。まだ積み上げる段階になっていないのだ。積み上げる段階になっていないのだから、 その材料はどこに入れたのかと聞いているのです。順番に行ったと。平成25年2月には150立米、平成25年 3月には1,922立米、平成25年4月には1,801立米、これが間違いなく入っているのです。623枚の納品書

をチェックしてくださいよ。そのように入っているの。あなたたちが当初はこれは証拠にはなりませんと 言ってきたものが証拠で出てきたのだから。これ組合が出してきた証拠なのですよ。これを使ったことも 分からない。今示したらば、使っていない証拠まで示したのに、使ったと言い張る。私は、どうしても納 得できない、この部分は。裁判を想定して準備していましたなんて、2年も前の話が、それは結果として 裁判になって、そういう答弁書が出てきただけではないか。そんな作り事ばかりしていたって駄目だよ。 そうでしょう。それで、この当時の設計には補強土壁にはバージンを使うというだけが、それも量は大し たことはない。進入路には使われていますって言いましたけれども、ここにも進入路にはこれ100-0か な、でかい、握り拳大の大きな石が入っている写真があります。道路ローラーで踏み固めている写真があ ります。ここに使われたと仮定したって1,200立米ぐらいなものですよ。6,000立米ぐらいあるものの 1,200立米使っても、そのほかにどこに使ったの。使う場所といったらサンドマットしかないではないか。 どうなのですか。もうこればかりやっているとその後がなくなってしまうので、次へ行きますが、この工 事は管理監督は組合がしていた。当時は吉田君がやっていたのかな、現場で。それは間違いない。それで は、ちょっと切り込み砕石の6,055立米のところ、取りあえず私は納得できない。これからもまたそれに ついてはしっかりとやらせてもらいますが、進入路のスラグについては、私は2期工事だったのだと認定 基本認識しています。でも、その辺については分からない。厚さが70センチ、幅6メートル、長さ80メー トル、それが400メートルあるねということで確認をしました。それで、この調査を広域組合の調査特別 委員会が事前調査ということで行ったらば、その調査をこともあろうに職員がこの調査を妨害した、こう いう事実があるのです。管理者に聞きますが、そういった職員からそういう問合せが来て、管理者はその 調査を、いや、それはさせないでくれということを指示したのか。お願いします。

議長(望月昭治議員) 髙木管理者。

(管理者髙木 勉登壇)

管理者(髙木 勉) 小池特別委員会委員長だったですかね、調査をしに行くと、これは議会で決まったことだというご連絡をいただきました。承知いたしましたという返事をした覚えがありますけれども、今お話のありましたような妨害というようなことは話しておりません。指示しておりません。

議長(望月昭治議員) 13番。

13番(角田喜和議員) 特別委員会で調査するに当たっては私はいいよと言ったと、調査させるなという指示をしていないという返事が返ってきました。当然だと思います。では、誰が何のために、勝手に特別委員会の事前調査を通せんぼしたということなら、それは職員にあるまじき行為ではないのですか。そんなことが、議会を代表する特別委員会の事前調査が邪魔されたって前代未聞ですよ。私は、これもしっかりと対処する、それの事実関係を明らかにする必要があると思っていますが、時間の関係で今日はできませんが、しっかりとさせていただきたいと思っています。

ほかのところまで行きたいのですけれども、行けなくなってしまったので、サンドマット工事、本当にやったのかどうか、一部の写真や答弁だけでは私は納得できない。繰り返しになりますけれども、平成25年1月から8月に限っては再生砂を使う工事、これは補強土壁の一部を除けば進入路とサンドマット工事しかないのです。ここで見ている、この進入路に使ったということで理解してよろしいですね。6,055立米全部使うか使わないかは別として、佐藤建設工業から搬入された軽砕40-0、これは100-0ですけれど

も、こういったものがここに使われたという認識でいいのですね。そうでなければこんな砕石が入るわけ ないのです。どうですか。

議長(望月昭治議員) 事務局長。

(事務局長木村 毅登壇)

事務局長(木村 毅) まず、ちょっと訂正をさせていただきたいところがございます。スラグの納品書について、裁判の準備ということでお答えをしたのですけれども、正しくは平成26年度の工事期間中に角田議員が組合で見たということで、議員から要求があったため、現場から借りてきたということであります。また、6,000立方メートルの砕石につきましては、先ほど来申し上げておりますとおり、工事工程等で示されておりますが、擁壁工事に使用していると認識しております。

議長(望月昭治議員) 13番。

13番 (角田喜和議員) 局長、そこでまたうそですか。私が見たからそれを用意したなんて、私はそのときは組合の議員ではなかったのです。そのときは私、組合ではない。組合に出入りすることもない。よくうそをつきますね。当時は加藤幸子議員と小池春雄議員で、写すのに手がないから来てくれって私頼まれて行ったのだよ。よくそんなうそがつけるね。そんなうそがよくつけるね、あなた。確かに来たのは昨年の4月からです。承知しています。でも、今そこの場所にいるのだから、こういう質問をしますということなのだから、しっかりと吉田君に、もう退職した人にしっかりと確認、裏を取ればいいではないですか。何を言っているの。これ議事録に残っているのですよ。私が見たから、そういう話があったから借りてきておいた。何言っているのですか。7月25日は6,800万円近くの契約書もなかった。契約書はエコ処分場の工事現場の中に置いてある。担当者がいなくて取りに行けません、うそまでついているのだから、このうそは大きいですよ。

私は、最後になりますが、時間がないので、切り込み砕石40-0の一部がここに使われたのですかと確認を取りましたので、その答弁をお願いいたします。この材料はどこから来たのか。そうしないとつじつまが合わない。お願いします。

議長(望月昭治議員) 事務局長。

(事務局長木村 毅登壇)

事務局長(木村 毅) 砕石につきましては、全体量として6,000立方メートルを超えるものが前後期で入っております。ですから、その部分がそこに入っているかどうかは分かりませんけれども、議員指摘の当初の6,000立米については、私どものほうとしては擁壁工事で使用されていると考えております。

議長(望月昭治議員) 以上で13番、角田喜和議員の一般質問は終了します。

通告の順序により、1 鉄鋼スラグ除去。2 ゴミの減量化と、焼却残渣最終処分場問題。3 コロナ 禍での対応。

14番、小池春雄議員。

(14番小池春雄議員登壇)

14番(小池春雄議員) それでは、通告に従いまして質問を行います。

まず、第1点目でありますけれども、特別委員会、これは昨年12月の話なのですけれども、そこで要請を行ったことについての回答を求めるものでありますけれども、令和3年10月28日、定例会におきまして、

エコ小野上処分場建設工事に伴うスラグ砕石の調査及び契約に関する調査特別委員会では12回に及ぶ調査を行い、結論として調査を行った3か所いずれも基準値を上回る鉄鋼スラグの撤去の要請と、応じなければ裁判も辞さないという覚悟で臨むことを強く要望したわけであります。委員会の決定を受けまして、その広域組合が出した要望書の内容と、そして返ってきた回答について、まずはお伺いをするものであります。

それから、2点目といたしまして、ごみ減量化と焼却残渣最終処分場の問題でありますけれども、これ前回も質問しておりますけれども、正副管理者間で今後の取組について、話合いはいかがでしたか。SDGs、環境の持続可能の確保、2030年までの目標の観点から早急に取り組む必要があります。この中で、これまで管理者からスリーRの取組についてもお話がありましたけれども、これがどのようになっているかをまずはお尋ねをするものであります。

それから、次回が吉岡町に予定をされております、クローズド工法を行う予定ですけれども、これまでの方法を改めまして、将来に禍根を残さない方法を考えていただきたいというふうに思っているわけであります。今話したのは、これは残渣処理場ですけれども、目前にも迫っておりますので、これらの対応についてお尋ねをするものであります。

そして、3点目でありますけれども、コロナでの対応、緊急搬送と夜間診療ということで質問は出してありました。コロナ禍で救急依頼があっても受入先が見つからず、死に至るケースもあるような報道もなされております。デルタ株からオミクロン株に置き換わり、とどまるところを知らない状況になっております。コロナが蔓延し出してから、早2年が過ぎようとしておりますけれども、ふだんでも救急体制はゆとりがあるとは思っておりませんが、今までとこの2年間にはどのような違いがありましたか。この状況に鑑み心配されるのは、消防署職員の体制の問題だと思います。職員がコロナに感染し、出勤体制に支障を来しはしないかと心配をするものですけれども、圏域住民の安全、安心のための体制は十分かいま一度確認をし、改めなければならないところがあれば改める必要があると思いますけれども、これについてはどのようにお考えでしょうか。

以上3点でありますけれども、よろしくお願いします。

議長(望月昭治議員) 事務局長。

(事務局長木村 毅登壇)

事務局長(木村 毅) 私のほうからは、1点目の大同特殊鋼株式会社に対する要求書とその回答について ご回答をしたいと思います。

要求書につきましては、議会の要請を受けまして、12月17日、管理者、副管理者、3名から手交いたしました。相手方につきましては、大同特殊鋼株式会社の本社から職員が来ていただきまして、環境部長、羽田進様に直接手交しているところでございます。回答期限につきましては、12月31日までといたしましたけれども、大同特殊鋼株式会社のほうから十分な検討期間をいただきたい旨の願い出があったため、期限を令和4年1月20日までとしたところ、同1月19日に回答書が配達証明郵便で届いたところでございます。回答者につきましては先ほど、1、2回ということで環境部長の羽田進氏から今までは回答があったのですけれども、今回はその上役でございます常務執行役員、竹鶴隆昭氏からございました。その内容につきましては、これまでの要求に対する回答と同じであります。撤去工事費用の負担には応じかねるとい

うことでございました。今回その理由が細かに記されておりました。1点目といたしまして、渋川市における関連の裁判、これ高等裁判所の控訴審だと思いますけれども、において鉄鋼スラグ製品について撤去請求をしないことが違法ではない。すなわち、鉄鋼スラグ製品の撤去請求はできないとされたということ。また、2点目といたしまして、直下土壌の成分は正常値の範囲内であること。3点目といたしまして、アスファルト舗装による被覆措置がなされていること。4点目といたしまして、撤去等の法的責任は大同特殊鋼株式会社は負わないということ。5点目といたしまして、基本方針、これは3者協議の基本方針かと思いますが、基本方針に沿った対応及び基本協定書の合意事項であることということで、内容の印象といたしましては、これまでの回答理由をさらに補強するような回答というふうに感じております。以上です。

議長(望月昭治議員) 髙木管理者。

(管理者髙木 勉登壇)

管理者(髙木 勉) ごみの減量化について、正副管理者で協議をしているかというご質問でございました。このことは2050年度、脱炭素に向けて大きな課題であります。前回、そのときも小池議員のほうからいろいろな先進的な取組、先進事例を調査した結果とか、様々なご意見をいただきました。そういった先進的な取組も事務局のほうに調査指示をするようにしております。何よりもごみの減量化を進めるということは、市民一人一人、市民、住民ですね、一人一人の皆さんに協力していただいて取り組まなければなりません。特に議員ご指摘のようにスリーR、このスリーR、リデュース、リユース、リサイクル、これをどこまでしっかりと徹底していけるかということだと思います。特にこの渋川圏域、広域圏内においてはリユースが進んでいない状況にあると私も考えております。令和元年度の実績でありますけれども、県内35市町村の中でリサイクルの率の順位、いいほうからですけれども、渋川市は30番目、9.3%でありますけれども、吉岡町、榛東村がそれぞれ33、34番目ということで非常にリサイクルが進んでいないということであります。こういったことが現実でありますので、これからペットボトルのリサイクルについての法律も施行されます。様々な法制度も実行されてまいります。あわせて、この分別、そしてごみの減量化に向けて正副管理者で協議をし、そして事務局とともに取り組んでまいりたいと思います。

議長(望月昭治議員) 消防長。

(消防長石坂勝義登壇)

消防長(石坂勝義) コロナ禍における救急対応のご質問をいただきました。救急の出動状況や病院の使用状況、消防職員が感染した場合の体制などについてお答えさせていただきます。

まず初めに、令和3年の救急件数にありましては5,064件で、令和2年に比べると160件増加しました。 現場到着までの時間は平均で10.3分、病院収容までの時間は平均で43.5分でした。救急の過去10年間の推移は、平成24年に5,000件を超えてから年々増加傾向にあります。平成30年には5,890件となりました。令和2年、3年は高い水準にあるものの、新型コロナウイルス感染症前の令和元年と比べると救急件数は減少し、5,000件前後で推移しています。原因としまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い不要不急の外出が減り、けがをする人が少なくなったことや、緊急性のない救急要請が減ったことが考えられます。救急活動に関する時間では、新型コロナウイルス感染症流行前の令和元年と令和3年を比較すると、現場到着までの時間は平均で0.3分、病院収容までの時間は平均で2.3分延伸しています。

コロナ禍での病院の収容状況や医療体制についてお答えいたします。群馬県では、新型コロナウイルス

感染症疑いの患者の救急搬送を円滑に行うため、平成24年12月から搬送先の選定に用いている群馬県統合型医療情報システムに感染症患者応需情報機能を追加しました。この機能により、救急隊が新型コロナウイルス感染症疑い傷病者の受入れ可能な医療機関を検索することができます。搬送困難事案については、新型コロナウイルス感染症に関係なく、以前から一定頻度で発生しておりました。例としますと、夜間や休日において救急傷病者を多数受け入れた場合や、当直医師が専門外であり対応できない場合などが挙げられます。コロナ禍においては、新型コロナウイルス感染症疑いの傷病者による搬送困難事案の増加を防ぐため、国や県の働きかけにより、各医療機関が受入れ態勢を強化しているため、例年と同程度の発生で済んでおります。

続きまして、消防職員が感染した場合の対応についてお答えします。消防本部においては、新型コロナウイルス感染症予防対策として、マスクの着用、手洗い、うがい、毎日の健康観察の記録、職場内の消毒、換気、大部屋の仮眠室にパーティションを設置するなど感染対策を講じています。群馬県の警戒レベルごとに継続する業務の目安を作成し、業務を進めています。もし職員に感染が出た場合につきましては、その職員のほかに職員との接触状況を調査し、濃厚接触者については勤務させないなど必要な対策を取ります。また、感染者及び濃厚接触者が多数発生した場合は本部の事務機能を縮小し、現場隊を維持します。さらに多くの感染、濃厚接触者が発生し、消防署の人員不足を補えないような場合は分署を一時的に閉鎖し、業務を継続することも考慮しなければならないと考えております。以上です。

議長(望月昭治議員) 14番。

14番 (小池春雄議員) 1問のスラグ撤去の件なのでありますけれども、特別委員会で何度も協議して管理 者側に撤去を求めたわけでありますけれども、そしてまた管理者側から大同特殊鋼株式会社に対して撤去 要請をしたけれども、けんもほろろというのですかね、撤去費用の負担には応じかねますの一言で終わっ ているわけです。聞いているともう何だかもう、高裁のその判断が出たから、何か聞いていると、もうそ の大同特殊鋼株式会社の言い分というのがそのまんまでお互いにいいようなふうにも見えるのです。本当 にそれあきれたものだと思うのです。小野上の最終処分場でも2期工事の部分だというふうに言われてお りますけれども、3か所調査して、ここは基準値を大幅に超過しているのです。本来は0.8を超した部分 というのは再生品として使えないのです。でも、みんなバージンでやっているから払って、0.8以下だと いう言い方しているのですけれども、そもそも0.8を超したら路盤材としても再生品として使えないので す。それが使われているのです。これまで大同特殊鋼株式会社に撤去を求めるかという話もありました。 しかし、さっきの10月の議会では正副管理者に対しまして、これは搬出者責任だということで、あそこに 入れたのは丸太運輸だと言うので、では入れた人に撤去してもらおうという話で、裁判等も行う構えでい る榛東村副管理者の話も聞いたけれども、副管理者のほうもそうだと思うと。じゃあまた、吉岡町の副管 理者においてもそれだけ危険なものは早く撤去すべきだと。だから、早急に撤去すべきだということでは もう一致しているのです。議会も撤去を求める、そして正副管理者も撤去を求めているところでは一致し ているのです。しかし、これを大同特殊鋼株式会社に求めたら、大同特殊鋼株式会社は撤去には応じない という今までの回答です。でも、こういうその毒のあるものがあったら、真塩副管理者は10月には、こう いうものがあったら、20年、30年後、私たちはもう死んでしまうからいいけれども、30年後の子どもたち が昔のじいちゃん、ばあちゃんは何しているのだねと、議員も何しているのだねと、こんなものを聞かれ てというふうに言われますよというふうに回答していますよね。私もまさにそのとおりだと思うのです。 そうであれば、ここで考えられるのはどういうことかといったら、私はまず広域組合としてこれを撤去する。だって、大同特殊鋼株式会社が応じないのですから、応じてくれと言ってもう2年たつのです。これ2回も3回も要請しても、ずっともう片づけないというのですから。しかし、そこで基準値を上回る毒があることは確かなのです。だったら、これはもうしようがないでしょう。広域組合として、まずは撤去しようではないですか。その撤去したものをまず片づけておいて、撤去して、そしてどこに置くかは別にしても、それでかかった費用をそこに入れた業者に請求をすると。まず、ここからこれを撤去してなくすというとこからアクションを起こさなければ、いつになってもこの問題は全然片づかないですよ。私も今広域の議員としてここにいますから、やってられますよ。でも、ここにいる人は誰もこれから未来永劫にずっといるわけではありませんから、ほとんどみんないなくなります。後になったら、その毒の入ったスラグが残っているだけなのです。私は、ここに金使うのは決して無駄ではないと思うのです。ですから、そういう意味でもうああだこうだと言う必要ない。まずは撤去しましょうよ。そして、撤去の費用を大同特殊鋼株式会社なり丸太にする。求めていこうではありませんか。私は、もうそういう固い決意をするときだと思うのです。これについて、まず正副管理者のお考えをお尋ねしたいと思います。

議長(望月昭治議員) 管理者。

(管理者髙木 勉登壇)

管理者(髙木 勉) エコ小野上処分場のご指摘のスラグにつきましては、長い期間にわたって大同特殊鋼株式会社に対して要請をしてきた経過があります。そして、昨年議会でも議決をしていただき、そして正副管理者、大同特殊鋼株式会社をこの広域組合に呼んで強く要請をいたしました。それに対しての回答は先ほどのとおりであります。誠に遺憾であります。こういった対応を取り続けられるということは、圏域11万住民を愚弄するものだと私は強く憤慨をしております。できる手段が何かということを考えていかなければいけないと思います。今現在、行政手続法に基づきまして、この指導に従わないことについて群馬県の廃棄物・リサイクル課に申出を行っております。その結果もまた踏まえてみたいと思いますけれども、いずれにしましてもこの問題を放置しておくということは許されないことだと思っております。ただ、撤去をして費用請求するという方法もありますけれども、それに対して応じられないということについて、また圏域住民に負担をお願いするということが続きますので、粘り強く、そして強く議会とともに大同特殊鋼株式会社の負担で撤去を求めていきたい思います。その上で、小池議員のご意見も踏まえて検討してみたいと思います。

議長(望月昭治議員) 柴﨑副管理者。

(副管理者柴﨑德一郎登壇)

副管理者(柴崎徳一郎) ただいま管理者の答弁に尽きるわけでございますけれども、正副管理者、しっかりと協議を重ねて解決の方向に向けて努力していきたいと思っております。よろしくお願いします。

議長(望月昭治議員) 真塩副管理者。

(副管理者真塩 卓登壇)

副管理者(真塩 卓) 先ほどは管理者のほうから強い言葉がありました。本当に我々としても管理者の下でいろいろな相談をしながらも、頑張っていきたいというふうに思います。ただ、それ以上に言うと、我

々のほうには小野上のそのところ以外に榛東村にも相当数が入っております。これらについて、私はそっちのほうを住民のことを考えれば、撤去なりいろいろな方法でやっていかなければならないと、私も覚悟を持ってやりたいというふうに思います。この内容については、ご存じだと思うのですけれども、村のほうでもいろいろ議会でやっております。これらについて、その当時の担当はそのところへスラグが入っていると、はっきりこれは大同特殊鋼株式会社のほうからその数値も来ております。小池議員、先ほど0.8以上どうのこうの、それが来ております。それでも平気で担当はそれを受け取れないと。平気で言っているそういう人を私は、そんなこと言いたくないのですけれども、これは黙っているわけにいかない。これからも村のほうでもそれは、今質問がないのですけれども、私がやらなければならない。先ほどの20年、30年後の問題を考えたら、これはそこをやった契約者、作った大同特殊鋼株式会社のほう、それらも含めて私はやっていきます。やらなければ住民に怒られます。そんなひきょうな逃げ手はしない。以上です。

議長(望月昭治議員) 14番。

14番(小池春雄議員) 今、固い決意を伺いましたけれども、管理者、どうでしょう。先ほどもこれからそ の大同特殊鋼株式会社には粘り強く要請をしていきたいという話もありましたけれども、私はこれから、 大同特殊鋼株式会社は一旦もうああでもない、こうでもない、訳の分からない理屈をつけて、そしてスラ グ製品の撤去費用の負担には応じかねますと、こういう態度なのです。片づけないのだと。これで一番困 るのは誰かといったら、やっぱりそこで住んでいる人たちです。行政の仕事というのは住民の生命、財産 を守るという、まさにガイドがあるのです。ですから、もう相手がどう言おうがしようがないではないで すか。もうこの広域組合としてそれを撤去すると。それで、撤去して、相手が負担する、負担しないは別 の問題で、相手が負担しないからやらないではなくて、もう毒が入っているのだから、これは何としても この広域組合として撤去するのだというふうにすれば皆さんがみんな安心するのです。ここにいる議員も、 私みんなそうだと思います。大同特殊鋼株式会社に請求しても、その金が来ないからやらないではなくて、 もうこの毒を撤去しましょうと、そして後はどんどん請求すると、まずはこれを撤去するのだと。それで、 応じるか応じないか、応じないからやらないではなくて、まずは撤去するというところからやっぱり私は スタートすべきだと思います、早急に。そうでないと、先ほど言いましたけれども、私たちはみんな任期 があります。いつまでやっていられません。私たちこれで根負けしたら、それでもうおしまいなのです。 大同特殊鋼株式会社は、もう片づけないと言っているのだから、ずっと。このまま存置でいいのだという 考えですから。ただ、悪いものは、毒なものはもう進んで、これはもう広域組合にしても、渋川市にして も、吉岡町にしても、榛東村にしても、もうみんなどんどんやりますよという決意を持たないと、住民の 生命、財産を守れないのです。ぜひとも管理者、私はそういう立場に立っていただきたいと思いますけれ ども、いかがですか。議会は、そう提案すれば、皆さんもそういう総意になると思います。いかがでしょ うか。

議長(望月昭治議員) 管理者。

(管理者髙木 勉登壇)

管理者(髙木 勉) 最終的には市民、住民の命、健康を守るということが私の一番の大きな仕事でありますので、そういう方向に向かって対応していきたいと思います。大同特殊鋼株式会社に強く負担を求めることと併せて、ただいまのご意見についても検討してまいりたいと思います。

議長(望月昭治議員) 14番。

管理者、これから検討するではなくて、聞いているともう先ほどから真塩副管理者 14番(小池春雄議員) も、これから20年、30年たって子どもたちの代になって、じいさんたちは何やっていたのだというふうに 言われないように、ここで毅然としてやっていくことが大事だというふうに答えていました。そして、吉 岡町の柴﨑町長も皆さんと協議しながら、そういう撤去の方向に協力していきたいという回答を得ていま す。そして、管理者も私はいい方向に来ていると思います。もう一押しですよね。もう管理者が腹を決め てくれればいいのです。腹を決めてくれれば、だからまずは撤去してしまって、それを払うか払わないは 別の話で、どんどん大同特殊鋼株式会社なり丸太に請求はすると。だけれども、早急にもう予算措置をし て片づけるという回答を得たいのです。その回答をもらえないと、私はまたこの議会に働きかけて、とも すればまたここで予算の修正をして、その費用捻出してというところまで行くのです。また、そのことに 皆さん協力してくれると思うのです。ですから、やっぱり管理者側がそう言ってくれれば、わざわざ私た ち議会がそんなことをしなくてもいいのですから、でも意見はみんな同じですから、ぜひともいつかの話 ではなくて、もうこちらでちょっと待ってくれと、あと三月後、三月までにはやるよと。そうでないと本 当に延ばされて延ばされて、丸々もう2年以上延びているのですから、やっぱりこれは期限を切りたい。 本当にそのくらいのだから決意、覚悟を管理者に持ってほしいのです。髙木管理者がうんと言えば、ほか の2人の副管理者はいいでしょうというふうに、もうそこまできていますから、いかがでしょうか。

議長(望月昭治議員) 管理者。

(管理者髙木 勉登壇)

管理者(髙木 勉) 私は、このスラグを撤去することについては、私としては腹は固めております。ただ、原因者である大同特殊鋼株式会社に負担を求めるということも当然諦めてはおりません。できるだけ速やかにこの撤去について結論を出していきたいと思っております。議会の皆さんのご意見も踏まえて、早急に結論を出したいと思います。

議長(望月昭治議員) 14番。

14番(小池春雄議員) 私は、さっきも言いましたけれども、当然大同特殊鋼株式会社には負担は求めることは、それは当然です。求めます。でも、向こうがいいよと言ってその金が出ないから、金をもらってからやるではなくて、もう片づけてしまって、それでもうずっとしつこくお金を請求しますよという考えのほうがやっぱり真剣さがあるのです。緊張感があるのです。相手任せではないのです。こちらが腹をくくればいいだけのことなのです。どうですか。私は、大同特殊鋼株式会社であったり丸太から求めないなんて言っていないです。それは当然求めます。これ順番の問題ですから、向こうから金が出たらやるか、それともこちらが先にやって金を求めるか。いずれにしたって、これはここからどかさなければならないということで一致しているわけですよね。そうしたら、方法論ですから、まずは毒のあるものをまず最初にどかしましょうよ。ここまで私も、くどく何度も言いたくないですけれども、もう2年待って、その請求しても、まだまだ応じないではなくて、だんだんもう返ってくる言葉が本当にひどいのです。検討するとか、そういうのではなくて、鉄鋼スラグ製品の撤去費用の負担には応じかねますと、こういうのですから、払わないというふうに言っているのです。では、そこのところに毒のあるものを置いたままでいいのですかと。そしたら、皆さん、みんなあったら困りますよねということで一致しているのです。それは議員も

執行のほうも。だったら、これを撤去することにもすぐ打って出ていいのではないですか。もしもちょっと猶予をくれといったら、ではその猶予はいつまでなのだか区切ってください。そうでないと本当に私たちだって、議員はみんな任期ありますから、吉岡町だって任期はもうあと僅か1年ちょっとなのです。1年たってしまってからではもう間に合わないのです。今ここに皆さんがいる間に、同じ議員がいる間にそうやって撤去になるということをみんな願っているのですから、どうしても管理者がその条件をつけるのだったら、何月までというふうに期限切ってください。そうでないと本当に先延ばしされて先延ばしされて、最後はみんなオジャンになってしまうのです。それだけは困るのです。本当に同じことをしつこく言って申し訳ないですけれども、そうでないとやっぱり夜も眠れないです。真塩副管理者だって20年、30年後、あの頃のじいさん連中は、私どもが死んでから今……こんなことはというふうに言われないようになりたいと言っているのですから、皆さんに言ったのも同じことですよ。もしも条件つけるのなら、管理者、いつまでですか。何か月待てばいいのですか。また1年もとても待てないですよ。せいぜい待っても三月ですよ。どうでしょう。腹を決めてください。

議長(望月昭治議員) 管理者。

(管理者髙木 勉登壇)

管理者(髙木 勉) 私も小野上処分場のすぐ下の部落に住んでおりますので、非常にそういったところに 危険なものがあるということについては身をもって感じております。速やかに、できるだけ早く対応を決 めたいと思います。議員のおっしゃられた期間は目安だと思いますので、そういったことの中で検討して まいります。

議長(望月昭治議員) ただいま管理者のほうから部落という声が出ましたけれども、訂正させます。 管理者。

(管理者髙木 勉登壇)

管理者(髙木 勉) 横堀地域であります。

議長(望月昭治議員) 続いて、柴﨑副管理者からも今のあなたの意見に対して答弁を求めさせます。 柴﨑副管理者。

(副管理者柴﨑徳一郎登壇)

副管理者(柴﨑德一郎) 管理者とともにしっかり協議していきたいと思っています。

議長(望月昭治議員) 真塩副管理者。

(副管理者真塩 卓登壇)

副管理者(真塩 卓) 私どものほうも管理者の言うとおり、管理者がこれ以上のことを言えばまたそのとおりついていってやっていきたい。先ほど私も申し上げたのですけれども、これについて本当に大同特殊 鋼株式会社のほうからは文書が来ていますので、その文書をどういうふうに我々が読むか。もう説明はしてあるのです。その人は議会に対してうそも言っているわけだから、それも私は考えなければならないと思っております。本当に残念なのです。終わります。

議長(望月昭治議員) 14番。

14番 (小池春雄議員) 先ほど配られました議会の日程表の中に、まず6月に臨時会ありましたか。 (「7月」と呼ぶ者あり)

7月ですか。7月に臨時議会があるというのが予定表で回ってきましたので、少なくとも7月の臨時議会には撤去のための予算を組むということを、大同特殊鋼株式会社が応じない場合には予算を組んで広域組合として撤去するということを確約していただきたいと思うのですけれども、管理者いかがですか。

議長(望月昭治議員) 真塩副管理者。

(副管理者真塩 卓登壇)

副管理者(真塩 卓) 今小池議員の話ですけれども、これだけ管理者が前を向いて、あれだけの話は私も初めて聞くのです。それも受け取ってくれませんか。今これでまだ我々とも相談していない中で、いつまでやります云々と言えば管理者も困るではないですか。そこだけはもう少し時間をくれてください。3人だけでもまた全く話をしていないわけですから、その点だけは理解してください。

議長(望月昭治議員) 14番。

14番(小池春雄議員) それでは、ぜひとも正副管理者で、今までよりも管理者会議も、これ見ていますと 頻繁に正副管理者会議を行うという予定表も入っていますので、そういうところで協議をしていただける というふうに思っていますので、ぜひとも管理者間で協議をして、そちらの撤去のほうに向けて努力して いただきたいということを強くお願いをしておきます。

またそれから、予算のほうでなかなか管理者のほうでできないということであれば、また議会は議会としてしっかりとした対応を、議会としての対応を私は取っていかなければならないというふうに思っております。そのときは議長、よろしくお願いします。

議長(望月昭治議員) 了解いたしました。

14番(小池春雄議員) 続きまして、2点目に入りますけれども、先ほど回答いただきましたけれども、管 理者のほうからスリーR、リデュース、リユース、リサイクル、これに取り組んでいくと。しかし、まだ 渋川広域圏ではこれがすごく遅れていると。一番けつのほうで、3市町村がけつのほうで、一番下のほう でよたよたしているという回答がありました。この汚名を返上するためにも、今までは、私が聞いている ところでは渋川市は渋川市なりに努力している、吉岡町は吉岡町なりに努力していて、最近は乾電池も回 収していますよなんていうみみっちい話をしているのですけれども、そうではなくてもっと大きい話で、 本当にリユース、それぞれ中学が終われば、卒業すれば今まで着ていた子どもたちのジャンパーであると か制服であるとか運動着であるとか、今の時代ですともう着なくなると。中にはあげたりしているのがあ るらしいですけれども、その辺やっぱり音頭を取って、それぞれの市町村でリユースをすればごみになら ずに済むし、また保護者の負担も軽く済みます。この心強い点は、ぜひとも3市町村で足並みをそろえて、 各市町村で、吉岡町ぐらいの規模であれば少なくとも2か所ぐらいそういう場所をつくって、榛東村でも そのぐらいの場所をつくって、渋川市であれば10か所ぐらいのところをつくってそれが進むように、ぜひ そういう、やっぱり広域組合が音頭を取らないことには私はなかなか前に進まないと思うのです。そうい う音頭を取っていただきたい。それとか、夏になりますと、草を刈ると、袋に入ったむしった草であると か刈った草であるとかが燃えるごみの中にいっぱい詰まって、本当にごみ収集所に置き切れないほどずっ と並んでいるのです。これみんな燃しているのですけれども、これは使い方として緑肥にも使えます。そ ういうような方向を伸ばして、やはり燃やすことばかり考えないで、燃やさないでリユース、リデュース、 リサイクル、これを徹底して、今下のほうですけれども、これは群馬県の全体の中ではこの渋川広域組合

が一番進んでいますよというふうに言われるところまで持っていくことに価値があるのだと思うのです。これから2030年までに今問題になっておりますSDGs、2030年までにこれができないと地球がもう持続可能でなくなってしまうというふうに言われていますから、恐らく圏域住民もそれだけの認識をみんな持っていると思います。でも、自分たちだけではどうしたらいいか分からない。そのために広域圏がそこで力を発揮して、このスリーRを何とか早く軌道に乗せていっていただきたい。この間10月議会で管理者のほうからボトムアップであるとかいろいろな話がありまして、今まで、私は風通しがよくなるのではないかと、よって職員からもこういうものがありますよというのでどんどん上位の人と話し合って、また上からも下に指示をすると。今までの配られたものを見ますと、そういうものが進んできて、本当にいいことだと思っていますけれども、これをもっともっと前進をさせて、そして究極はやはり8年後あたりになると今度吉岡町に焼却灰の、作業現場の残渣処理場ができますけれども、このスリーRを徹底することによって、今までやっているようなこういう何でも燃せばいいやという考えではなくて、時代に則した広域組合の在り方のためにぜひとも全身全霊を傾けて、そのための指示をしていただきたいということを、この間も言ったのですけれども、また再度お願いするものでありますけれども、簡単な決意で結構なのですけれども、お答えください。

議長(望月昭治議員) 管理者。

(管理者髙木 勉登壇)

管理者(髙木 勉) スリーR を含め中心にしてごみの減量化、資源の有効活用を進めるべきであるという ご意見、全く私もそのとおりであると思っております。2013年に対して2030年に46%のCO』の削減、そ して2050年にはカーボンニュートラルというような目標が世界的にあります。そういった大きな数字、大 きな目標はありますけれども、それを達成していくのはやっぱり一人一人の市民、住民だと思います。そ の一歩一歩の着実な行動と積み上げ、そのことを進めていかなければいけないと思います。世の中いろい ろなものが豊かになりました。一方で、大量生産、大量消費の中で環境破壊が起こってきております。た だ、世界的な規模で見ますと、6人に1人はまだ飢餓に瀕しているということであります。一方で、食べ 残し、様々なものが無駄に捨てられているというのが現状だと思います。それを改善していく、そのため には先ほど提案のありました、物を有効に、例えば古くなった学生の制服ですかね、そういったものをま た違う方に使っていただくということもそうだと思います。それから、家庭で食べなくなったもの、そう いったもの、賞味期限が切れていないものですけれども、そういったものを子ども食堂とか、そういった 困っているところで使っていただく、フードドライブと言っていますけれども、そういったこともやって いくと。それから、ごみの減量ではできるだけ堆肥化して生ごみを出さないということ。これ一つ一つは 小さなことですけれども、こういったことの積み重ねが今言ったような目的につながるということだと思 います。広域組合は、そういったことの大きな部分を担っておりますので、渋川市、吉岡町、榛東村、そ れぞれ自治体は違いますけれども、先日も正副管理者でこのことについていろいろな相談をしました。そ れぞれの市町村でそれぞれ特色ある取組はしておりますけれども、そういったものを情報交換しながら、 共通の足並みで取り組めるのがこの広域組合だと思います。積極的に取り組んでまいりたいと思います。

議長(望月昭治議員) 14番。

14番(小池春雄議員) 昨年の議会でも事務方のほうには、管理者のほうにはトップダウンでと、そしてま

た職員のほうにはボトムアップと。皆さんのほうがどっちかというと、いろいろな細かい情報であるとか、 日本中の中の先進地事例、様々なものを研究して持っていると思うのです。そういうものをボトムアップ して、そして管理者のほうに上げていってくれというふうにお願いしておきました。それからもう4、5 か月たちますけれども、その成果がもしもあれば、こんなこともやりましたよということをご披歴してい ただければと思いますけれども、いかがですか。

議長(望月昭治議員) 事務局長。

(事務局長木村 毅登壇)

事務局長(木村 毅) 前回議員がご提案をいただきまして、事務局レベルでボトムアップということでいただきました。事務レベルでは具体例を議員よりもいただきました。他の例も私どものほうで調べてきております。特に施設整備の部分が多いのですけれども、今後施設整備の時期が参ります。それに向けて情報収集の今段階というところかと思います。また、プラスチックごみの分別収集については、私どものほうが各市町村担当者と連絡を取り合いながら実施に向けて調整をしておりますし、来年度予算においてプラスチックごみの倉庫の実施設計も予算を取らさせていただきました。下のほうからも管理者、副管理者にどんどん上げていきたいと考えております。

議長(望月昭治議員) 14番。

14番(小池春雄議員) ぜひとも管理者のほうから、先ほど管理者からいただいた発言の中で、まだまだやることたくさんあると思いますので、いま一度事務方には強い指示をお願いしたいと思います。そしてまた、事務方のほうでは、先ほどもありました順位も随分下のほうにあるようですから、これを何とか、いきなりトップには行けませんけれども、まず1年ぐらいで半分ぐらい目指して、3年ぐらいでは一番上に行けるように、ぜひともそういう努力をしていただきたいということをお願いしておきます。

それから、最後になりますけれども、先ほど消防長のほうから回答をいただきましたけれども、地方行政の中でやっぱり今一番心配されるのは、このコロナ禍の中で消防士さんが、消防職員が感染するとかいうことによって、万が一にも出動ができないということはあってはならないわけでありますけれども、その中では感染しないようにパーティション等をつくって仮眠なんかもしているという話を聞きましたけれども、一番心配になるのは今のこの状況で十分に消防士が足りているのかどうかと。やっぱり予算がありますと、皆さんのほうからなかなか口に出せない部分ってあるかもしれない。でも、こういうふうにこちらの議会のほうからいかがですかというふうに聞かれれば、もう少し体制を整えるにはもうちょっと、あと何人か人がいたほうがいいのだよというのもあるのではないかと思うのですけれども、その辺でぜひとも忌憚ない意見を聞かせていただければというふうに思います。聞かせていただければ、必要ならばそれはそれとして対処していかなければならないと思います。

それと、最後もう一点でありますけれども、あれは保健センターだっけ、福祉センターだっけ、何だっけ、あそこでは夜間診療をやっていますけれども、こういうコロナがありますと、聞いたらちょっと人が今までよりも、感染があるので、場所によると、私なんかがしょっちゅう行っている病院なんかだと熱があると、熱がありますかと言われてありますと言うと、ちょっと来ないでくれなんて言われたりするのですけれども、具合が悪くなって病院に行くのですけれども、熱があることでコロナを疑われて、そうするとほかの人に感染してしまうからというので違う病院、そこを紹介されたりもしているのですよね。そう

いうことがあっても困るし、要するに必要なときに必要な夜間診療がこれからも継続して受け入れられる 体制がまだまだ十分に確保されているかと、どうかということを確認したいと思いますけれども、いかが でしょうか。

議長(望月昭治議員) 石坂消防長。

(消防長石坂勝義登壇)

消防長(石坂勝義) 職員の配置、救急車の現状などでちょっとご説明させていただきます。消防本部では、現在7台の救急車を保有しております。本署と4分署で5隊の救急隊が救急活動を実施しています。令和2年度から消防本部の警防課に救急係を新設し、救急件数の増加に伴う救急隊員の負担軽減と救急業務の迅速な対応を図ることを目的として、日勤救急隊を運用して6台目の救急車を運用しております。さらに救急事案がふくそうした場合は、消防本部の職員や消防隊により救急隊を編制し、7台目の救急車を運用します。傷病者を救急搬送後は、事務処理や救急車の清掃、消毒を実施していますが、救急隊が迅速かつ的確に救急搬送後の作業を済ませることによって、次の救急要請に備えるよう指示をしております。以上のことから、今後においても現在の救急車と人数の状況に応じて柔軟に対応することで対応は可能かと考えております。

議長(望月昭治議員) 事務局長。

(事務局長木村 毅登壇)

事務局長(木村 毅) 夜間急患診療所につきましては、渋川地区医師会に委託をしているところでございますけれども、発熱等新型コロナウイルスの対策といたしましては、受診者同士が密にならないように外側にテントを設置をして、そこで職員のほうが出て診察をするというような体制を取っております。その際には医師や看護師はもちろん手袋やガウン、ゴーグルなどをした上で診療に当たっております。特に発熱があったからといって受診を拒否するとか、そういうお話は聞いておりません。また、職員体制につきましては医師会と相談をしながら、もし不足等があれば協議をして対応していきたいと考えております。

議長(望月昭治議員) 14番。

14番(小池春雄議員) ありがとうございました。終わります。

議長(望月昭治議員) 以上で14番、小池春雄議員の一般質問は終了します。

閉議

午後3時03分

議長(望月昭治議員) 以上で今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。 これにて会議を閉じます。

管 理 者 挨 拶

議長(望月昭治議員) 管理者から発言の申出がありますので、この際発言を許します。

髙木管理者。

(管理者髙木 勉登壇)

管理者(髙木 勉) 2月定例会の終了に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

本日は、議員の皆様にはお忙しい中、2月定例会を開催していただき、ご提案を申し上げました各議案につきまして慎重にご審議をいただき、ご議決を賜りました。誠にありがとうございました。審議の過程でいただきました貴重なご意見やご提言につきましては、今後の広域行政に反映してまいります。

現在新型コロナウイルス感染症の終息は、まだ見通すことができません。地域経済にも大きな影響が生じております。このような厳しい経済状況等を踏まえまして、広域組合といたしましても事業を推進するに当たり、健全な財政運営を心がけながら取り組んでまいります。

最後に、議員の皆様におかれましては健康にご留意され、ご活躍くださいますようお祈り申し上げ、御 礼の言葉といたします。ありがとうございました。

閉会

議長(望月昭治議員) これをもって令和4年2月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時05分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議長・渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員・渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員・山崎正男

議員全員協議会

(2月22日)

目 次

出席諱	姜 員······	1
欠席諱	負	1
説明の)ため出席した者	1
事務局	B職員出席者······	2
開	숙	3
管理者	脊 挨拶······	3
	\$項······	
閉	숲	11

令和4年2月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員全員協議会会議録

第1日

令和4年2月22日(火曜日)

出席議員(13人)

1番	金	谷	康	弘	議員	2番	清	水	健	_	議員
4番	岩	﨑	信	幸	議員	5番	安力	JII	信	之	議員
6番	小	山	久	利	議員	7番	南		千	晴	議員
8番	中	澤	広	行	議員	9番	山	﨑	雄	平	議員
10番	茂	木	弘	伸	議員	11番	須	田		勝	議員
12番	望	月	昭	治	議員	13番	角	田	喜	和	議員
14番	小	池	春	雄	議員						

欠席議員(2人)

3番 山 﨑 正 男 議員 15番 石

15番 石 倉 一 夫 議員

説明のため出席した者

管	理	1	者	髙	木		勉	副	管	理	者	柴	﨑	德-	一郎
副	管	理	者	真	塩		卓	監	查	委	員	中	澤	康	光
監事	查 務	委局	員長	土	屋	輝	夫	事	務	局	長	木	村		毅
消	ß	与	長	石	坂	勝	義	副警	消 防	5 長 課	兼長	南		安	彦
消	防	署	長	星	野	光	_	숮	計管	望 理	者	中	山	久	子
総	務	課	長	熊	迫	奈絹	酱美	事管	業 理	果 長 係	兼長	柴	崎	憲	_
清 持 所	帚セ	ンタ	· 長	荒	井	_	浩	環セ	境 クンタ	リー	ン 長	永	井	茂	久
消総	防務	本課	部長	角	田	泰	紀	消予	防防	本課	部長	狩	野	設	衛
消防施言	方本音 没 整	『総務 備 室	務課 〔長	根	井	邦	彦	総企	彩 画 財	§ 政係	課長	石	田		徹
消 総務	防 务課点	本 医務係	部長	原	澤	武	志	事	業課旗	拖設係	長	山	本	豊	彰

事務局職員出席者

 書
 記
 長
 平
 澤
 和
 弘
 書
 記
 入
 澤
 仁

 書
 記
 荻
 野
 隆
 寿
 書
 記
 加
 藤
 茉
 規

午後3時15分

議長(望月昭治議員) これより議員全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は13人であります。

なお、3番、山﨑正男議員、15番、石倉一夫議員から欠席の届出がありました。

この際、傍聴人についてお諮りいたします。傍聴の申出がありますので、これを許可したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(望月昭治議員) ご異議なしと認めます。

傍聴を許可することに決定しました。

傍聴人は入室してください。

管 理 者 挨 拶

議長(望月昭治議員) 報告事項に入る前に管理者から発言の申出がありますので、この際発言を許します。 髙木管理者。

(管理者髙木 勉登壇)

管理者(髙木 勉) 本日は、2月組合議会定例会でお疲れのところ、議員全員協議会を開催していただき ましてありがとうございます。

本日ご報告いたしますのは、一般廃棄物処理関係が2件、消防庁舎建設関係が1件であります。内容につきましては事務局長、消防長からご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

報告 事項

議長(望月昭治議員) 報告事項(1)、一般廃棄物処理基本計画についての説明を求めます。

木村事務局長。

(事務局長木村 毅登壇)

事務局長(木村 毅) それでは、今年度策定をしております一般廃棄物処理基本計画につきまして、取りまとめがおおむね終了し、議員の皆様にご報告できる段階となりましたので、ご説明を申し上げたいと思います。

本日の資料につきましては、一般廃棄物処理基本計画について、資料1、一般廃棄物処理基本計画(概要版(案))、資料2、一般廃棄物処理基本計画(案)となっております。資料のご確認をお願いをいたし

ます。

それでは、説明に移らさせていただきたいと思います。初めに、一般廃棄物処理基本計画についてをお 手元にお願いをいたします。1枚めくっていただき、1ページをお願いいたします。こちらにつきまして は、計画の基本的な部分の説明となっております。1の根拠であります。本計画につきましては、廃棄物 の処理及び清掃に関する法律第6条に規定する法定計画となっております。前計画が今年度で終了するこ とから新たに策定するものであります。

2の目的であります。本計画につきましては、一般廃棄物に対するごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画から成り、それらを適正に処理していくための取組や目標などの基本的事項を定めることを目的としております。

3の基本的事項であります。計画に記載される内容は、法の規定により、5項目を盛り込むことになっております。詳細は記載のとおりとなっておりますので、説明は省略をさせていただきたいと思います。

4の計画期間です。この計画は、環境省令により、長期的な展望をもって計画することとされていることから、前計画に倣い、令和4年度から令和18年度の15年とします。

次に、計画の内容に移りたいと思います。資料1、概要版(案)をお願いをいたします。資料につきましては、内容が広範に及びますため、概要版で説明をさせていただきたいと思います。また、主要なところを抜粋とさせていただきたいと思います。資料2の基本計画(案)につきましては、後ほどごらんいただければと思います。

表紙を1枚おめくりください。初めに、目次と併せて計画の構成についてご説明をさせていただきます。 概要版につきましては3章構成となっており、第1章は基本方針や計画期間となっております。第2章は、 ごみ処理基本計画としてごみの現状、将来目標、取組などで、第3章は生活排水処理基本計画として生活 排水処理の現状、将来目標、取組などとなっております。なお、本書につきましては、地域概要を入れて 4章構成となっているところであります。

1ページをお願いいたします。第1章、基本方針等です。初めに、第1節、基本方針です。ここでは、 組合の構成と共同処理、施設の老朽化等による今後の整備、ごみにあってはさらなる減量化、生活排水に あっては水を取り巻く豊かな環境を将来に残すことなどを記載しております。

次に、ページの下段になりますが、第2節、計画目標年次であります。計画期間につきましては、先ほどのご説明のとおりでございますが、本計画は期間が長いことから、令和8年度、令和13年度に中間目標を設定し、最終として令和18年度の目標を設定としております。

2ページをお願いをいたします。第2章、ごみ処理基本計画となります。初めに、第1節、一般廃棄物の処理の現状として、1、ごみ総排出量であります。図2-1-1と併せてごらんいただきたいと思います。3色の棒グラフとなりますが、過去10年間の比較としてまとめています。これによりますと、ごみの総排出量は平成23年度に4万9,193トンでありましたが、令和2年度には473,548トンとなり、率にして11.5%の減少となっております。前計画の基準年度の平成18年度と比較した場合は14.8%の減少となっております。また、折れ線グラフの部分となりますが、1人1日当たりのごみ総排出量を表しますごみ総排出量原単位も減少となっております。これらが減少している主要因につきましては、人口減少によるものが主に考えられます。

3ページをお願いをいたします。3、集団資源回収量です。図の2-1-3と併せてごらんください。ここでは、子ども育成会や自治会などが行う資源回収量の推移を示しております。傾向として、資源回収量は年々減少しております。その要因といたしましては、直近はコロナ禍の影響がありますけれども、全体的にはデジタル化、情報化の進展などによる紙などのそもそもの資源の減少や紙類の焼却処分の増加が見られるため、資源が可燃ごみに流れていることなどが影響していると推測しております。これにつきましても国及び県も減少傾向にあるところであります。

続いて、4、可燃ごみ質・低位発熱量のうち、可燃ごみ質です。4ページ、図の2-1-4と併せてごらんください。可燃ごみは、年4回ごみ質調査として内容物の分析を行っています。令和2年度で見ますと、可燃ごみのうち、茶色の折れ線グラフで示しました生ごみなどの厨芥類が最も多く排出されていましたが、全体的な傾向としては減少傾向にあります。一方、青色の折れ線グラフで示しました紙、布やビニール類等は増加傾向となっております。厨芥類は、施策などにより排出抑制や資源化が進んでおりますけれども、紙、布類やビニール類などは増加傾向にあり、資源となるものが多く出されていることを表すため、適正な分別、排出へ誘導が必要と考えております。

8ページをお願いいたします。7の最終処分量であります。表の2-1-3と併せてごらんください。表の最下段、合計欄になりますけれども、最終処分量につきましては過去10年間の比較ではごみ総排出量に比例して最終処分量も減少傾向にあり、状況としては目指す方向となっております。しかし、ごみ総排出量に対する最終処分量の比である最終処分率で見ると、広域圏が10.6%に対し、ここに記載はございませんが、国が9.3%、県が10.4%となっており、比較するとやや高めの数値であることから、低くする取組が必要と考えております。

10ページをお願いをいたします。 9、ごみ処理経費であります。表の 2-1-5 及び図の 2-1-10と併せてごらんください。令和 2 年度におけるごみ 1 トン当たりの経費は約 2 万6,500円となっております。ここに記載はございませんが、国の平均が 3 万6,300円、県の平均が 2 万9,700円となっており、比較すると県平均以下で、妥当な数字と考えておりますが、広域組合単独で見ればやや増加傾向にあります。今後施設整備の時期を迎えるに当たり、増加は避けられないと思いますが、同時に経費削減の努力をしていきたいと考えておるところであります。

11ページをお願いをいたします。10、前計画目標の達成状況に関する評価です。表の下段、実績の部分をごらんください。黄緑色が目標達成を示し、だいだい色が未達成を表しております。広域圏では、ごみの減量化目標につきましては、基準年度とする平成18年度からごみ総排出量原単位として5%減が目標のところ、結果として8.0%減となり、目標は達成の見込みであります。資源化目標につきましては、目標を大きく下回っており、達成は厳しい状況であります。最終処分目標につきましては、達成の見込みであります。総体的に見ますと、一部未達成があり課題も残りますが、おおむね前計画にのっとった進捗が図れたものと考えております。ただし、前計画で設定した目標は、国や県と比較すると低い目標であったことから、今後推進する本計画においては、国や県が掲げる目標に近づけられるよう取組が必要と考えているところであります。

15ページをお願いいたします。(2)、ごみ排出量等の予測です。表の2-2-2と併せてごらんください。将来のごみ量は、人口減少が進む中で単純に減少していきます。現状のまま推移した場合、令和18年

度のごみ総排出量は現在より約7,000トン減少すると見込まれております。中段及び下段の表であります けれども、資源化量や最終処分量もそれに合わせ、いずれも減少していく予測であります。

17ページをお願いをいたします。第3節、ごみ処理基本計画です。ただいまご説明をいたしました現状等を踏まえた今後の計画となっております。1の基本目標です。基本目標につきましては、前計画を踏襲し、豊かな自然と"ほっと"な地域を守るために、資源を循環する社会の創造を引き続き掲げます。これは、基本目標を大きく転換すべき社会状況の変化や圏域の状況の大きな変化は少ないことから、前計画との一貫性を保つため、前計画を踏襲しているというものであります。

19ページをお願いをいたします。4の渋川地区広域圏の減量化・資源化目標です。最上段の四角内、減量化目標をごらんいただきたいと思います。減量化目標のうち、ごみ総排出量につきましては、第1中間年度で約5%以上の減量を目指し、最終年度に10%以上の減量を目標といたします。これは、国、県の減量率や実績を参考に、現状の数字としてごみ総排出量原単位が県の平均と約7%の相違があります。本計画ではそれを埋めるため、また差が縮まるよう、施策効果を含め、最終的に10%以上を目指すとしたものであります。家庭ごみ総排出量につきましては、第1中間年度で6%以上の減量を目指し、最終年度に19%以上の減量を目標といたします。これもごみ総排出量の目標と同様に設定したものでございます。

次に、2段目の四角のうち、資源化目標です。集団資源回収や可燃ごみの中に含まれる資源ごみを分別 収集により第1中間目標年度で11%以上の資源化を目指し、最終年度では約16%以上の資源化を目標とい たします。

続いて、最下段四角のうち、最終処分目標であります。最終処分率は、第1中間年度で10.2%を目標と し、最終年度に9.6%を目標とします。

20ページをお願いいたします。5の目標達成に向けた個別の取組であります。20ページから27ページまでごみの排出から最終処分までの個別の取組などを記載しておりますが、説明は特に近い時期に予定されております最終処分場に関する部分を抜粋してご説明したいと思います。

26ページをお願いをいたします。ページ最下段になりますが、工の最終処分場整備計画です。既存の処分場につきましては、現在のまま推移いたしますと、令和11年度中に予定埋立容量に達する見込みとなっております。このことから、それに間に合うよう次期施設の整備が必要となります。現在令和12年度の新施設稼働に向けて、用地選定や下準備を進めているところであります。次期施設につきましては、本計画によれば現在埋立容量7万立方メートルのところ、通常のごみだけ考えれば約5万立方メートル程度まで縮減できる見込みとなっております。ただし、これには通常のごみのみの場合であり、覆土や災害対応などの部分が含まれておりませんので、実際の容量はこれにその分を追加した容量となります。それを考慮したとしても、現状よりは規模を小さくできる見込みとなっております。

28ページをお願いをいたします。第3章、生活排水処理基本計画になります。初めに、第1節、生活排水処理の現状として、1、生活排水処理方式です。図の3-1-1と併せてごらんください。ここでは、広域圏の生活排水の処理の流れを表しております。広域圏の生活排水は、図のような系統で河川等の公共用水域に流されております。広域圏で処理しているものは、環境クリーンセンターへ桃色の点線で結ばれるコミュニティプラント、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿くみ取りとなります。

29ページをお願いをいたします。2の生活排水の処理形態別人口です。表3-1-2と併せてごらんく

ださい。ここでは、生活排水の処理形態別人口と生活排水処理率を示しております。計画処理区域内人口のうち、生活雑排水も含めた生活排水を衛生的に処理している人口の割合は、表中間、令和2年度の欄で見ますと79.4%の現状となっております。対して最下段、20.6%の生活雑排水は未処理で河川等へ流されているという現状であります。

30ページをお願いいたします。ページ中段になりますが、4のし尿処理経費の状況です。図の3-1-2と併せてごらんください。令和2年度における1キロリットル当たりの処理経費は約8,700円、1人当たりの処理経費では約4,600円となっております。ここに記載はございませんけれども、国及び県と比較した場合、いずれも低い状況となっており、妥当な経費と考えております。今後ごみ処理施設と同様に施設整備の時期を迎えるに当たり、経費の増加は避けられないと思いますが、併せて経費削減努力をしていきたいと考えております。

31ページをお願いをいたします。5の前計画目標の達成状況です。表3-1-4と併せてごらんください。生活排水処理率は、表中間の生活排水処理率の欄で前計画の目標が令和3年度84.8%に対し、令和2年度では79.4%となっております。これについては、達成が厳しい状況となっております。その要因といたしましては、し尿くみ取りから合併浄化槽等への転換が進んでいないということが考えられます。

34ページをお願いいたします。(2)、し尿・浄化槽汚泥量の予測結果です。下段の表、3-2-4と併せてごらんください。現状のまま推移した場合、将来的なし尿・浄化槽汚泥量は表のとおりとなっております。令和2年度では2万2,787キロリットルとなりますが、令和18年度では減少して1万5,413キロリットルになると推計されます。将来的には下水道整備が進むほか、合併浄化槽の普及が進み、浄化槽汚泥の割合は現在よりも上がりますけれども、人口が減少してくるため、総体量は減少傾向となっております。

35ページをお願いいたします。第3節、生活排水処理基本計画です。1、基本目標をごらんください。 広域圏には吾妻川、利根川と流入する中小河川が流れており、その流域の豊かな自然環境は将来に残して いかなければなりません。このことから基本目標では、きれいな水を未来に残すために、渋川地区広域圏 の安全な水質の確保を目指すとしております。

36ページをお願いいたします。ページ下段になりますけれども、4の生活排水処理の達成目標の設定であります。生活排水の適正処理を推進する目標として、生活排水処理率を第1中間目標年度、令和8年度までに約86%、最終目標年度、令和18年度までに約90%を目標といたします。これは、県の汚水処理計画に基づき策定されております構成市町村のアクションプランを基に設定をしているものであります。

38ページをお願いをいたします。5、目標達成に向けた取組であります。38ページから40ページは、生活排水処理率に対する個別の取組などを記載しておりますが、説明は比較的近い時期に予定をしております施設整備に関係する部分を抜粋してご説明いたします。

39ページをお願いいたします。(4)、環境クリーンセンター整備計画です。環境クリーンセンターは、供用開始から約40年となり、老朽化が進んでいるため、適当な時期に次期施設が稼働できるよう準備をいたします。次期施設の規模となる将来的な処理量につきましては、供用開始から約50年となる令和13年度が現時点では適当な時期と考えているため、そこでの試算とすると日処理量は約54キロリットルとなります。現在の施設規模が94キロリットルであるため、規模縮小が図れる見込みとなっております。

以上、長くなりましたが、概要説明とさせていただきます。

なお、本計画につきましては、最終調整を経まして3月18日の契約書履行期限で策定を完了し、4月1日から新計画の開始の予定となっております。

以上で説明を終了いたします。

議長(望月昭治議員) これより質疑に入ります。

質疑は1人3問まで、自席にて発言をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(望月昭治議員) ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告事項(2)、一般廃棄物処理施設の整備スケジュール等についての説明を求めます。

木村事務局長。

(事務局長木村 毅登壇)

事務局長(木村 毅) それでは、一般廃棄物処理施設の整備方針、スケジュール等についてご説明を申し 上げます。

広域組合では、先ほどご説明申し上げました一般廃棄物処理基本計画に関連する施設といたしまして、3つの一般廃棄物処理施設を管理、運営をしております。それらの施設につきましては、それぞれ建設から年月が経過し、また運用終了が見える時期となってしまったことから、今年度、施設の安定稼働を継続していくため、今後の施設の整備方針を協議してまいりました。今般その方針がまとまったことから、皆様にご報告したく、本日議員全員協議会へ上げさせていただいたところでございます。お手元の資料に基づき説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、資料の一般廃棄物処理施設の整備スケジュール等についてをお願いいたします。1ページをお願いいたします。1のはじめにです。組合が管理する一般廃棄物処理施設は、清掃センター、エコ小野上処分場、環境クリーンセンターがあり、それらは建設から長期間が経過していることから、今後の安定的な稼働等を図っていくためには計画的な維持、整備が必要となります。これまで個別の計画によっていましたが、計画と現状にずれが生じてきているため、改めて状態や財政等を総合的に勘案し、今後の方針等を取りまとめたものであります。

次に、2、施設の概要です。施設の概要につきましては記載のとおりでありますので、後ほどごらんいただければと思います。それぞれが大規模で、また特殊な条件の中で日々運用しております。経過年数を申し上げますと、清掃センターが28年経過、エコ小野上処分場が15年計画のうち半分の約7年が経過、環境クリーンセンターが38年の経過となっております。

2ページをお願いいたします。3の施設の状況・状態であります。(1)の清掃センターにつきましては、建物本体はおおむね健全と考えられます。また、焼却設備は、プラント会社への聴取によれば、適切な維持、整備等をすれば本体耐用年数程度の使用は可能と考えております。

- (2)のエコ小野上処分場につきましては、現施設に問題はなく、おおむね計画どおりの終了となる見込みであります。
- (3)、環境クリーンセンターにつきましては、建物本体はおおむね健全と考えております。また、し 尿処理施設は、運転管理業者への聴取によれば、適切な維持、整備等を行えば本体耐用年数程度の使用は 可能と考えております。

次に、4の整備方針であります。(1)、清掃センターにつきましては、国の交付金の対象となる基幹改良工事により15年程度延命化し、その後施設更新といたします。

- (2)、最終処分場につきましては、地元要望等により被覆型処分場として吉岡町地内に整備をいたします。
- (3)、環境クリーンセンターにつきましては、形態を国交付金の対象となります汚泥再生処理センターと位置づけ、処理方法を浄化槽汚泥混入比率の高い脱窒素処理方式として、現在地もしくはプール跡地で更新をいたします。

続いて、5、概算事業費であります。これは、直近整備のみの事業費となります。(1)、清掃センターにつきましては約71億円、(2)、最終処分場につきましては約44億円、(3)、環境クリーンセンターにつきましては約31億円を見込んでいるところであります。なお、一般廃棄物処理基本計画がおおむねまとまった結果から推測いたしますと、各施設の将来規模が縮小傾向であることから、お示しした事業費も若干縮減方向になると見込んでおります。

3ページをお願いいたします。6の整備スケジュールです。こちらにつきましては、別添資料でご説明をしたいと思います。最後のページに添付のA3の別添資料をお願いをいたします。整備スケジュール表となっておりますが、これにつきましては縦軸が整備に係る計画事務と各施設の区分けとなっており、横軸が年度となっております。このスケジュールの作成に当たり、直近のみではなく、将来の更新まで視野に入れないと、総合的な財政負担の検討や比較が単純にできないことから、長期スパンで考えているところであります。

また、整備に当たり、基本的条件でありますごみの自区内処理の原則、整備指針による最終処分場の15年 周期、鉄筋コンクリート建造物の標準耐用年数50年という条件の下に、事業バランス、国交付金などを比 較検討した結果、このスケジュールが財政面を最も縮減でき、また財政の平準化に近づけられるものであ ったことから、これを基本的なスケジュールとしたものであります。

直近の整備の予定になりますけれども、黄緑色の塗りつぶし部分で、赤色の横棒をごらんください。番号2の行、清掃センターにつきましては、令和8年度から令和10年度に基幹改良工事を実施したいと思います。

番号3の行、最終処分場につきましては、令和9年度から令和11年度に吉岡町に整備を行います。

番号4の行、環境クリーンセンターにつきましては、令和14年度から令和16年度に更新をいたします。 現時点では一番大きな整備となる清掃センターの更新は、かなり先となりますけれども、令和23年度から令和25年度に整備をし、令和26年度からの稼働を現在想定をしております。

なお、ここに記載はございませんけれども、清掃センター更新につきまして、更新に先立ち、新たな用地が必要となってくるため、来年度の基本構想策定後、用地公募などの準備に取りかかりたいと考えております。

今後この方針及びスケジュールにつきましては、詳細計画などを策定していく中で新たな考え方や経費 の縮減が見込めるなどの状況となった場合には見直すことがあることを申し添えまして、今回この計画の 説明を終了といたします。よろしくお願いします。

議長(望月昭治議員) これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(望月昭治議員) ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告事項(3)、消防庁舎建設等事業の進捗状況についての説明を求めます。 石坂消防長。

(消防長石坂勝義登壇)

消防長(石坂勝義) 消防庁舎建設等事業についてご説明させていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。ナンバー1のはじめにでございますが、老朽化した消防庁舎、変化する消防需要に対応するため、平成30年度から消防庁舎の建設事業が始まりました。消防庁舎は、災害対応機能の維持、住民サービスの向上、利便性や環境負荷及び職場環境への配慮を基本理念として事業を進めております。また、事業を進める中で得た知見により、さらに効率的な事業の遂行に努めてまいります。

- 2、各庁舎の進捗状況についてですが、(1)、消防署南分署は、榛東村山子田地内に1,571.12平方メートルの用地を購入し、令和3年10月29日に建物が完成。令和4年1月24日に指令システムの移設が完成し、現在3月1日の本運用に向けて、災害対応における詳細事項を調整しながら仮運用を実施しております。
- (2)、消防署東分署は、隣接する民有地850平方メートルを購入し、今年度は実施設計業務を委託中です。なお、建設工事期間は令和4年10月から2か年を予定しており、建設費等については令和4年度の7月組合議会臨時会に補正予算で計上する予定です。
- (3)、消防署西分署は、伊香保中学校南東の渋川市の所有地で建設を計画しており、今年度は基本設計業務を実施しております。令和4年度は、実施設計を業務委託する予定です。
- (4)、消防署北分署及び本部・本署ですが、令和2年2月の全員協議会の説明では、北分署の用地を令和4年度に取得する予定でしたが、建設費等の低廉化、組合所有財産の有効利用及び働き方改革等を考慮すると、施設の配置を再検討する必要が生じたことから、現在再検討を進めております。
- 3、特記事項、(1)、建設用地についてですが、消防庁舎に関する用地のうち、渋川市の用地については、広域組合所有地と交換等も含め渋川市と協議中です。
- (2)、女性用施設についてですが、東分署と西分署については女性職員が勤務する場合、対応が可能 になるよう設計いたします。

2ページをお願いいたします。2ページは、進捗状況及び今後の計画等を表にしたものです。ご確認いただくことで説明は省略いたします。

以上で消防庁舎建設等事業の進捗状況についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長(望月昭治議員) これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(望月昭治議員) ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

閉会

議長(望月昭治議員) 以上で本日の議事は終了いたしました。

これをもって議員全員協議会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時50分